

8 9 県立串本古座高校所蔵 中根文庫 資料番号 04028

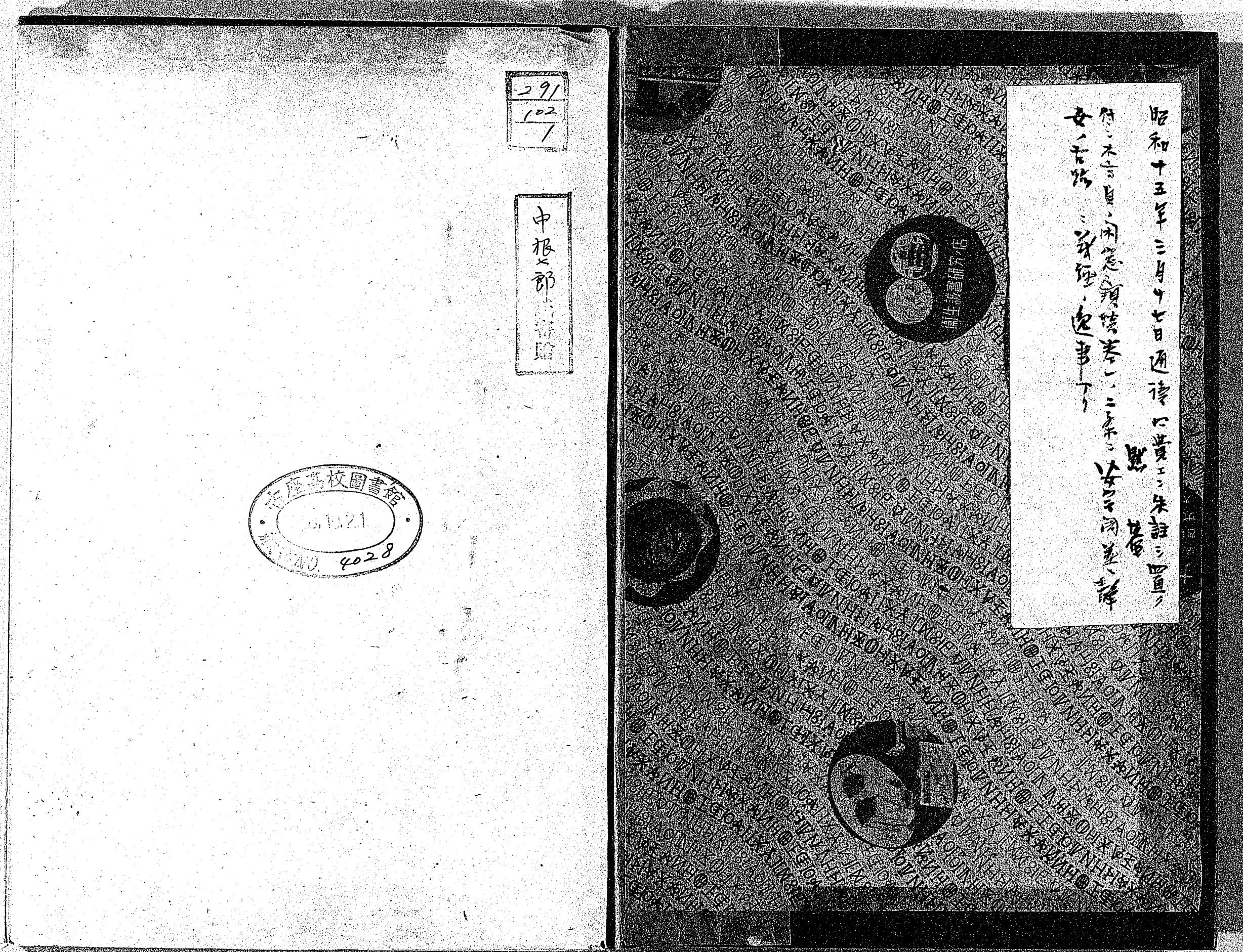
1 2 3 4 5 6 7 8 9 160 1 2 3 4 5 6 7 8 9

漢屋隨筆

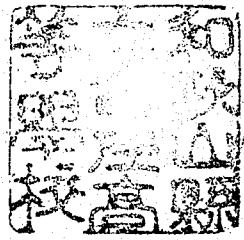
武藏吉行著

291
102

2
1



瓊屋隨筆
第十編 西塔武藏坊辨慶事蹟考(抄)



瓊藻達
第十編 西塔武藏坊辨慶事蹟考(抄)

宇井可道遺稿

一序

説

西塔武藏坊辨慶は文武二道の達者、蓋世の英勇古今の忠臣あり。惜哉其生歿御と共に生涯流浪。眞
に下りて道下衣門に於て死祀せりとあれど然にあらず、生後未だ數度脱走たり、其蹟は易。辨慶は無盡の別易悲憤か子なり。紀伊國田邊の地に出生せり。然るに辨慶の本業を祀する所の義徳記
の他に絶ざれず。故に義徳記と辨慶とて、義徳、功記考原平盛衰記、鎌倉害記、武家評林の説。
また序説文中苟も散見する所を裁す。事實同一きものは其一を取りて他は裁せず。さて、義徳と辨慶とは
膠夷の如く、辨慶の本業のみ書うる事猶きか故に、凡記事中辨慶に關係する父は、義徳の本業をも悉
く書載せた。

凡記事の記事中年月日人名等の異同ア。中下記肯かたき辨慶夫宣アリ。義徳記にシテ師長大臣羽栗
某大納言の姫を別室處候事有り。其後母は出生せりと云ふ。其人の官職また年齢等の相應せざるが
故に、事実にあらずヒー。或は古書に傳説の事を載するが、辨慶と子の教に入りナ」と云ひて疑ふ矣。其

文書は少拘泥して筆意を保るものといふ。其處の女は何人にもあれ、筆意に記する如く、懐情か子下て幼稚の時あり、巣山に登り、揚本坊の後第とゆり、後に西塔、武我坊、井庵と名乗つて見ゆ。勿論古事記懐情か子の故に入らるば、其車由あるか故ならん。夫君のため懐情の車號より、たに説せん。

純臣別當懐情が長快純臣別當の代紀には、十五代承保三年七月廿日補任とあり。の西園懐快同上十六代久安二年三月補任の二男、母ハ大條判官高麗の女立田殿の女房淳臣別當は蘇賀鳥居守服行記に再録す。行快行忠長院を産む後鳥居祿尾となり。

文政三年別當に補仕せられ田口に住す。故に世に田口の別當といへ。懐情は平家の恩を蒙りしと、其身は源氏の親族である陽は三心をく平家に隨從する時に見されど、陰尼源氏の世とあらん事と希望せ一にまひす。然れども當時平家の權勢力を以れて、其内には各ても出さず、是は懐情のみならず、三山の衆徳も皆同しき矣。源平盛衰記に、鬼界が島の猿人康頼入道が書流せる卒御姿一本、源の國新宮の邊に寺たるを、唐人風を自然に懸け、湛ち吳腹兄に奉うれども、世に恐れて止や、被露はあとあるを見て、當時の風は一らにたり。殊に小舟の大腹の仁政、き人を施育一席がめ草木もぞ、頗りて無想と信仰せらうと以て、皆因徳を蒙りしならん。

班脇近師 平家物語句中に、三佐翁三山懐德待候詔ありと後下向す。都へ登らせ候と聞えければ、純臣三山の御葬に紀氏の人、傳承の侍、始て二郎一庄の司、人乞給ら主機の者、傳説の傳とあらんと併に切合す。凡萬昌の族、猿羽の裔、寺院、有美、日下、高代田まで、破役の詔と雜餉、擇物、山川の上陸を備へ奉る。奉行の外下司まで直に恩の傳え葉に預る其身は天下の人の内大臣、西宮の太守、此の長門多良守也と、ひい重孫といひ少ぬより下すまほ、傍土器のかうをひく。小ぬぬ式なり。されど今及ほ指實通牒を呂木、折鳥帽子引ひたす。私の御詔三山懐德を承るが、却へ漏らんほど、貴賤のへたてあるべからずと仰るて、一茎を名あらるるまで、佈陣所にめられ、又下船の正路からやむめの往の便なきもの、手助代とて青葉を引ひ、佈益の上東水ばとて、廢寺の邊傍も病弱の衣を船す。石社神坐し、平頭に正義り集會を、内大臣御を尋み奉る。そながたけ水

他妻の掌人兵備」とまを取り、其夜は出城の傍白に傍場寫り、右襟かづけられたり。三
實に小舟大腹の人望至らざうところか。かば小舟の府存せずはいかに思ふと。證方ふりに、大臣裏毛の後執事
十郎義盛 桜井の御人とあり、吉倉の室の令「お」を賜り、関東へ下向の時、証官那智へ向道せりに、密使子源氏の方人
となり、内に用意の事あひ難事、討母子と本宮大内に詔請書宣へ押寄せた。懐情は、まだ時、秋もさうぞ察せしにや。
証官那智の一旅には、氣、懐情は手筋の薦恩を天山で蒙りしと、之を飛馬にて平家へ送達せらやう。すと
己は田口にて大江を眼にか勢せじとは見えず、信限が敗軍するを余所に見取た。ありし懐情平家の恩を本
心に思ひ、大江に眼と音に計謀に出陣すべしに、只淮進一たるのみで事を左ねにひなし。表向の件裁を経てからん。
また平相國の後方薩摩守忠度へ、純臣に伴て懐情の女を娶り、此女の事、証官軍の傍に哉せてあり。初行狀に嫁
候などは、異父兄子なり。一後院を守た再嫁せり。懐情の爲は異母の妹なつて、行狀は、主經八騎、折節相應于其所、乃袖忠於懐情。而今証、殊江四郎子見三人三、同月廿日傳云、
純臣山裏傳等去音以後、亂入伊勢志摩、而關、合戰及度、一至千十九日、浦七ヶ所皆悉追捕、民屋

東鏡後卷五年正月音傳云、園東健王寺、圓空庵可人花落之由、凡聞、仍平家三寶家人寺所々、亦捕、其
内差遣、伊豆、江西、筑前、筑南、志摩、而今自經衆往寺、競集平件、園東切島、龍政江四郎之間、即經多
岐被逐敗走、江西、經大神宮、傳鑑生神跡山、並陽宇治岡之處、波多野小波郎忠綱義道、同三郎就定
兼内子主經八騎、折節相應于其所、乃袖忠於懐情。而今証、殊江四郎子見三人三、同月廿日傳云、
純臣山裏傳等去音以後、亂入伊勢志摩、而關、合戰及度、一至千十九日、浦七ヶ所皆悉追捕、民屋

平定家人。有假或掩要害之地逃亡。或械誅。又被奸之間。彌縫系腸。今日燒掉。七元三見浦人家。攻到于固懶河凹之處。平定一族。閑出羽守信兼相見。極傷。次以下軍兵。一船連于船江上。防我。禦侮。張本戒光。喜大勝。中二信忠之箭。仍繫絆引退。平干二見浦。擄取下女數百童百少童百。是以上手僕人。令同船。指鷲波浦。解脫。弓尋此慢鴨。一南高進。當時平相國。福門寡。掠之地也。而德山依奉折。閩東聲宋。為亡平定。方人有此企。弓

方人有此企^{シテ}。

また、玉^{タマ}に、乙未^ニ年九月六日傳聞^{シテ}強制^シ爲博^ハ塘起^ハ束了^ミ。同九月傳聞^{シテ}強制^シ博^ハ塘附^シ使人^也書札於院^一是維^ニ向闇東^一全非^ニ謀反^ニ儀奉^シ同公^一不可^有解^ミ。此申狀不重^カ多歎^ミとあり。其^ニ實因^ニ疑^シ輕相^ニ牒^シ会^セたる事^{アリ}し^シらん。また、糸慶^カ義經^ニ隨^シて^{シテ}了^ミ。博^ハ塘^ニ計略^ニ出^シサ^レ御^リ達^ミ。不^可も義仲^ヲ追討^シて、範頼^{義經}上^法する事^を聞^キ彼^ノ原^モ室代^の劍^ス時^モを無^シ瞻視^シたり。申疏^サり、御^ニ許^シて、義經^ニ候^ミた^チとある^ル。當^ニ金^の限^にあり^ス。何^とか^シは原^モ室代^の室^也。原^モに與^ヘんとあ^リば、賴朝^ニ送^ルが、さ^くく^ハ太^子の大^物範頼^ニ候^ミす。べきを、摺^シ手^の太^將義經^ニ候^ミたる^は故^{アガム}や。は^ヤく糸慶^は義經^ニ仕^ヘてあれ^ハ。義經^と博^ハ塘^{とは}意^志亂^タ合^スて、親密^{ナリ}しな^ルん。博^ハ塘^は田^中^ニあ^リて上方^の状況^早く聞^得る^が故^ニ、種^々謀^謀を圖^シ。兵^士ハ勿^シ端^を盡^シナ^リ田^中まで、乃^シ便^を以^て煽動^シ。源氏^{の方}人に引^ハれ、あ^はれ^ば糸慶^ハ平家^の恩顧^の身^をあ^リて、他の耳目^を掩^シが^為し、田^中の封臣^生の神箭^に於^テ、鷹^を食^セて衆^に殺^シすの心^を一^度せ^しめ、沖薙^に仕^セて源氏^に同意^する事^を世^に披^露。天^守初め^て平家^に反^骨の計^をあら^侍。八島^へ押^ハリ^一あり。是^時義達^と牒^シ会^セて謀^リ一^度あ^らん。云^は東鏡^に參^リ。守紀^賴自^西來^被獻^狀。次^第、進^呈副高^官依^廷隨^引級^一、義^追討^使。去^比後[、]讃岐國^一今^又可^入九國^之由^一。有^共聞^一、四國^事者[、]義經^奉之^一。九州^事者[、]守紀^奉之^一。更^又被^抽如^左之^事。下^一、富^士失^身之^面。自己^似無^事。

田口安靜氏至同に傳焉。物事、別房振賀、文治三年浦性後上本にて義経に乞力、別房を放棄奉當に忍び去り、田口に住とあり。是故乎、未嘗ならん。

東銘文治五年十一月某日、因人の内に、地獄罰焉、壽命は免てあり。五家平林に奉衡が一方は見地往問焉とあれども、某に名を記せず。故に何人とは詳ならずなり。

弁慶は根拠がすれども、出生の時、像山井三位の光の夜、草木の上より壓上け、三位の子とて、花衣へ逆立ちて、

邊境の子の故に入れざる所、生たるに故なり。あらん。されば邊境の武田力ありや。また正腹、委腹の如く詳を考

らす。那智米良氏至同に傳焉。元徳の子、憲禪惟新也とあり。田口安靜氏至同に傳焉。毛腹の長男、裸衣

平家第一房後或被要害之逃亡或伏誅セキ又被滅之間彌累身。今日被抑三見浦人來。欲到于固賴河口之處。平家一族。関西羽守信兼。相良蛭伊藤次以下。軍兵一相連千船。防護。栗傍。張本。戒光。喜多。喜野中。信忠之箭。仍參禮引退。十三見浦。獨取下女十餘。并少童十四。童以上三千余人。令同船。指熊彼浦解脫。尋此際陽。南向道。旁時平相國御門窮據之地也。而彼山依奉折關東築塗。為亡二年。亦方人有此企シテ。

また、王あに、後承五年九月六日傳聞延強即爲懲塘起役束了。同日自俾に傳聞延強懲塘附使入直書札於院。是維尚關東全非謀反之儀奉同公不可有解事ミ。此中狀不重。多歎ミとす。其室園東に移寺。賴朝に牒シテ会せたる事ありし。但ん。また。弁慶が義経に隨侍したるは。懲塘か計略に出で。也。則り縛。本名義仲を追討。而て。範頼。義経上詔する事を聞き。彼原抄重代の劍脣丸を無理難より申詔。都に上りて。義経に傍タガーたりとある。尚然の間にあらず。何とぞ。は。弁慶は。義経と懲塘とは意亂投合して親盡ありし。然。懲塘は田口タカヒロにありて上方の状況早く曉得。が故に。移々密謀を圖ら。然。彼ハ勿論去勢。ナ津川田まで。方侵を以て。煽動。一揆民の方人に引入。而ほおれは平家の恩顧の身あり。て。他の耳目を掩。使ハシメが爲に。田口の計。然。神前に於て。鷦を会せて。參禱。手の心を一鼓せ。一め。神薦に仕て。保氏に同霊する事を世に教へ。天皇初め。而乎に及ぶ。御小姓。八島山。押脇。リ。一。是皆。義経と牒シテ会せ。牒シテ牒シテ。云は。東鎧に參。守紀源。自西阿波。數次。次。然。撫別當。懲塘。依延府。引渡。義経追討使。志比。播。薩。國。今又可入九國。由。有其聞。四國。事。若。義經奉之。九州。事。若。範頼奉之。近畿。事。若。範頼奉之。近畿。更又被抽。如。立。紫。一。所。失身之面。自己似無。

他之勇士。人之所思。むか耻ミとす。賴朝の臣報に懲塘。悔の事。其实有シあれど。凡聞の如く。内牒シテ会せて。其偉アリ。东ら。御姿不測の義経に。密謀。深慮の懲塘。無ナシ。故に。弁慶を。義経に仕入。む。然。彼は。平家の聞えを。憚り。也。かかること。事は。你く。犯ハシメて。前代不遇ハシメ。したく。しあらん。す。然。懲塘の子の中に。かへおし。こと。わざ。あり。又。平家討滅。間も。あく。賴朝。義経。不和。となり。義経は。腰破。歩ハシメ。追。區。未。土佐。場。討。手の後。所。ト。さまよひ。文治三年二月。奥。井。に。下。京。前。後。は。廷尉。に。同。京。の。も。又。同。僚。あり。と。或。は。殊。せ。矣。或。は。孔明。せ。ら。う。と。見。て。然。彼。は。落水。を。歸。志。心。地。せ。ら。一。か。ん。同年九月廿日。保。を。之。賴朝の。覺。意。を。察。ひ。に。即。て。殺。飼。の。意。に。抱。キ。一。なり。

東鏡文治三年九月三十日傳云。然。彼。別。當。懲。塘。是。者。永。禪。參。翁。千。關。東。欽。信。平。之後。未。既。子。細。烈。愚。之。由。也。以。次。相。副。卷。數。一。獻。讀。平。端。一。是。太。哲。備。意。之。傳。曰。於。那。社。佛。寺。寄。直。住。同。事。皆。對。佛。

神。也。余。不。克。別。當。神。主。子。立。國。體。加。坐。均。名。施。異。供。坐。之。深。忠。之。志。也。並。名。為。而。事。還。可。及。追。拘。手。更。不。可。首。銘。而。傳。而。則。承。延。下。傳。有。事。

田口安部氏至國に。懲塘。歸。眞。別。房。伝。眼。文治三年。浦。件。後。上。法。一。義。經。下。乞。力。別。房。を。放。本。富。に。忍。が。夫。ナ。田口。に。住。と。あり。是。或。は。辛。寒。な。ら。ん。

東鏡文治五年十月二日。與。内。に。並。撫。別。房。六。夢。白。子。免。一。あり。武。家。詳。林。に。奉。術。か。一方。後。見。能。種。即。當。と。あ。り。ど。も。と。も。に。名。を。記。す。故。に。何。人。と。詳。な。ら。ず。なり。

弁慶。母。懲塘。か。子。あれ。も。出生。の。時。伯。母。山。井。三。佐。の。七。方。茅。草。の。上。より。坂。上。代。三。佐。の。子。と。て。花。浪。へ。ま。ち。一。か。ば。湛。博。の。子。の。敵。に。入。れ。ざ。しか。また。他。に。故。あ。り。あ。ん。され。ば。懲塘。の。或。因。力。あ。り。か。また。正。腹。妻。腹。の。別。房。詳。东。ら。す。那。皆。米。良。民。至。國。に。懲塘。弟。懲。政。の。子。懲。禪。後。翁。屬。と。あり。田口安部氏至國に。捕。與。先。腹。の。長。田。方。猥。荒。

後醍醐天皇の御子の高麗守とあり、鶴が娘は太田義高の女十八歳にて嫁に嫁とあり、又一代要記歴代皇帝、中興寺尼見えず、大糸園に文徳天皇の皇子厚能有公の孫子に大納言高麗守とあり、又在長時代達二十三歳なり。但の高麗守實を見當らぬなり。また元弘場井處高麗守といふ草傳承云、井處は山の井といふ高麗が孝腹の子とあり。以上これらを信ずかた。高麗の男と女と二人同計にて高麗守とあれど、其人の内をうかがひあるか分らざりしとて、高麗か子にて因下於て出生したるを正説ありとす。何とあれど、其根柢とするもの多ナればあり。

本朝武家史記に、文治五年秋川の役に於て法師三十七歳にて主君と共に同死せしに依て子游な。是を以て見る時は佐藤仁平三年癸酉の出生歟。あとは高麗守。其母は文徳天皇十九年十一月八日死云時六十九とあれど、井處は陰陽十四歳の時に薨せり。井處故山を出る時十七歳とあれは夫より瑞國修行にて高麗守仕小豆までの間、四五年を経たと見る。秋川今既の時三十三歳に過ぐる。又高麗

五七の年月も確と信ずかた。

幼雅の時寂山に登り、獨木坊の住翁とあり、後而坂瓦寺坊井處と名乗、義徳に仕へ主徳主事高麗を凡聞ありて、六は源氏朝に陽子の方へ討す兵を差向す。義徳主徳位に就け部を領て裏城下とす。是等の事に付て、千家の三分の二を高麗に並處をとる。多事は深く被へたるをつべ。及井處が相馬に付て、義徳記及同高助親等に高處の屋敷ノ意窓山の一度院落、途中に於て太刀李ひの手を、害事とも見ゆがた。余處の感跡を見たる後即ち少數を率て、高麗に隨てて旅など身の影のことを、後望もはす。主君を守護する事数日一日のことを諭進されたるを見ても、正直の士類なり。前説の如き悪行あるやニハ感作の御事ならん。且井處之義誠とハシム。ひがにて美傳あつて。義徳の義徳等

の井處、義盛、義尊を帝に相談相手とせらむ。既に和許の事は井處と謀りて見え矣。井處追討の時、義盛と共に仙洞を守護せしめ、三井山の大猿の事、鷹尾三郎を策めに召し、或は鷹狩にて馬を殺して、此を占ふか。とき、或は八島山裏へお脚の文書を奪ふが、とき、比々然らざるはなし。益井處はいつとよ義徳の傍をは棄さずとてあり。又主君に對て、他の郎子は訴訟一得する事無す。井處はへらひかく思ひ徳に述べて、悔悟を表す。其高祖の際自ら、一つは親戚の心生人ありて、同族共に隠れを喰れず、嘗めたり、勝城の浮争、若世にて寺跡と却へ仕す事。佐藤、密儀主君の身代と如て、主徳正妻年、北の丸配位は主徳主君が主をき、皆井處が重責裁斷によらざり。また義徳の為事事と、かあことて、とて競うがときも度あり。主徳坊高麗の時、雪の詩を用ひられず、とて、高足駄履きたまゝ、楊枝を踏み下して走るが、然を太古に己の衣を來、また大物にて辛子の忍辱の時、君は度て井處が申まと使用ひ候はで、備後守候(三)。去律法の時川を拂ふとて、是れの川を拂ふ事、あの竹に取付かたり、ひりと一拾きにて見長一ヶ次、元ニ風流へ此にたるが、刎城て見事に入人と申け候。是を開始ひて、新経を備執する。目を見やりて、のんとて、井處本心にするあらず。新経また本氣に取らす。果は威言と氣の附。主徳同乳相親あるとてあり。また鷹山伏とありて、再びへ下る手筋体。井處の計策に出たうじて、三ノ口写模手縫す。相京邊、並に津の國難、害に名状すべからず。然るを隠れ立度、詩の兼せ景深坐て、寺門をく解の口を垂れ、詩の智謀破露、證す所と高麗あり。衣冠にて討死せしとては偽作あり。義徳と主徳物を隨り、御見したがへたらと、いはず事実なる。主徳の義徳物、夷軍龜、内田氏の義徳再興記をほしめ、詔書に御見するが、是を眞本を明らかあり。

後醍醐、後鳥飼家の長男鬼若後醍醐とあり、鶴宮姫は大納言・高麗の女十八歳にて醍醐に嫁とあらず。一代要記、歴代皇帝記、二中應寺に見えず。大至國に文德天皇の皇子厚能有公の孫子に大納言・高麗といふ人あるが時代遅いのみならず。他の書籍は常に見当らぬなり。また武家場・弁慶の傳と云草雙紙、弁慶は山の井といふ甚湯が弁慶の子とあり。以上いづれも信一かた。甚湯は用事す人々と人間共にる事一とあれど、其の内あるか否あるか分ぬならずといひし。甚湯か子にて田口に於て出生したるを正説ありとす。何とあれば、其取扱とするもの多ればあり。

本朝武家名記に文治九年秋月の飯に於て法師三十七歳にてま處と共に同死せしに依て子跡なし。是を以て見ると母は性勝母仁平三年癸酉の出家歟とあらはゆる事。其母は父勝母達久年五月八日死を時六十とあれど、弁慶は甚湯十四歳の時に當たりあり。弁慶巣山を出る時十七歳とあらば、夫より諸國修行して義進に仕ふるまでの間、四五十年を経たと見て、巣山今既の時三十三歳に過ぎず。又甚湯死との年月も確と信一がた。

幼稚の時巣山に登り、極本坊の住翁とあり、後西坂氏・坂慶と名乗、義進に仕へ主徳平家を猶子凡聞ありて、六は羅・吉野門の方へ討手の兵を差向せらる。義進主徳位に就れどを恵て喜び下りとあり。是子の事にて平家の恩賜を受れ、甚湯ハ年慶を子といふ事は深く被へたる事アリ。极弁慶が竹林につき、義進親友同萬劫記等に巣山の墨跡、巣山の一夜記、法中に於て太刀奪ひの事あり、害事と見ゆる事アリ。弁慶の成跡を見たる、優劣とも外れをあらず、義進に隨從して、殆んど身の影のことく、絶望もは申れず、主君を守護する事終始一日の事とく、誠忠と表されたるを見て、正直の士なり。前説のかき要行あらず。ニハ戯作の解事ならん。且弁慶姿醜と云ふ事、云々にて美傳ありと云う。然中義進等

の中、弁慶、義盛、赤曾寧と書た相談相手にてかず一言、殊に和計の事は弁慶と謀リ一と見えたり。木曾追討の時、義盛と共に仙洞を守護せしめ、三科山の大猿松の事、鷹尾三郎を筆致に呂、或は鶴城に馬をみ一と云ふ事がある。或は八島南東へ赴脚の文書を奪ふが、とき、比々然らざる事アリ。蓋弁慶はいつとぞ義進の傍とはあらずと見て、又主君に對し如の節等は訴訟一得する事アリ。弁慶はへつらひもく、思が寝に付べて併轍を走は、其様の腰舟を、一つは親戚の心を人ありと問収至ト疑ひと察れすればなり、腰舟の説争、吉連にて尋移と御へ候す事。佐渡、密儀主君の身代と争てを難止まる事、北の方を紀にまき廻行するがござ、皆弁慶が直言裁斷による事アリ。また義進の為す事と云ふ事とて競るが、ときも度々あり。主徳・源氏・源氏の衣を、時、雪を詠めを用ひられ、すう一とて、高足駄履きたる事、櫛板を踏むからて説かる。然ると太古に己の衣を為來、また大物にて平家の忍辱の時、君は度々弁慶が半車と借用ひ候事で、御後悔候一云々。去拂の時、川を越ると、是の川を城並て、あの竹に取付かたりひーりと一念かこて見共一ヶ所、そこ且捨へ此川たかく刎城で見事に入人と申せ候半剣及是を開捨ひ、義進を佛勅する事、目を見やりそよの二とき、弁慶本心にするにあらず。義進また李氣に取らす。果は戦言と見れば、主徳・同乳相授するところアリ。また鷹山伏とありて其おへ下る手筋は、弁慶の計策に出たるにて、三ノ口穿櫻、手渠す、娘・意慶、直に津の國隸、實に名状すべからず。然るを據城立度而辭の策を安本て、寺もあく鰐の口を魚水鏡智謀敗戦證すに尚餘があり。秋月にて討死セーと云は在偽作あり。義進と主徳・夷軍共に死り、彼女をしたがへたうと、云な事実なる。云は義進・夷軍共、内田氏の義進再興記をすゝめ、説書に散見するがと見れど、明らかあり。

○傳寶事記也。故言附錄。

○辨慶・事記セラ謡言附錄
一、臺灣物語に云ふが、臺灣民の島人を其の官號あり。是にテ、將軍家辨慶の人を始め、づら一き奉路を走り、其品は申辰夜半、數八百見物あり、といひ傳へたり。其中ニ元私取場弁慶が子孫とて、文二十通計り、ああたことす。其言葉皆借狀なり。或はやせたる馬一足が一價へ、或は沙金す。一額せたまへ、或はキニ一担、糧米一俵が一絆へと、あらぬ事までかうとのべたる文どなり。是第一の見物なりとて、上下喜悦一笑ひあひ給へりとぞ。お軍作内には、くらの物を借つらんといふことをかねば、總て取引したる今之文どもすへ。ゆくのかきの借状なり。左姓には、くらの物を借つらんといふことをかし。此文を見、無欲の心といふ事あらか。一日の貯へあれば、明白は又人の考志に付て日をくら一つもと見えたり。斯のとき上は空て甚備物を存する事なあが、べきか。畢竟聚斂せざる事の如き、あらばれで、殊勝の由大樹也御有ありとぞ。唯この借價弁慶が極辞あらば人に詠まゝ、事相へからず。板弁慶が手をおそろくいふせぐ縞に書き來り、大きさうひが事と見えたり。
板の反古の字と弁慶と異なるので、其事、疏文と云ふ事の文あり。右別子一万の事なり。
一、同書に原れる義理物語。事とあります。先令方御圓宴の後、或利口の立習扇戯にて物語申けたる事利根義理は古弓房の頃船運営の人にて、賃賄を少額給て候事候。一とせ吉良縣に忍びあわせられけり時、或民家の前に童子數十人、戯れける中に十歳余の童三四歳なる者を負ひて、お盆一めけるが彼負ひたる子の負ひたる童子五六十人、伯父といふてけり。其即義理是を憚りて、荒唐として笑ひて、嗚呼不識の奴東哉といひて置絵ひけり。人を心得ず思計にて画りけるが、私取場弁慶は此事を心得ずなかう故あること

にやと恩公深く榮へ、續ひ侍候。其の間勤めがて、いたずらとあら、即其曰る程に筋筋を傷りて宿、絶夜是を尋ね、御二丈とはりて猶意にゆく。おおむれ我娘君は百世乞ひ難いたる頃皆の御宣得たり。然うといへば當時不幸不運にてからば間、蟲者拂、口拂く勿体多苦事。吾工夫君に不及申はるかありとて、其後は同朋共に語りて、矢張一矢を失ひ、徳生に伯父くじを幸を思案するに、たとへば夫婦の中に男女二人の子ありて、其男君は母親に西トを因ガテ一人を産ひ、又女子は其父に西トを男子一人を生ひ。其父と女と婦一てつひとと、其母と男子と女と定むるに、二人を一術に育せていふ時は、南方共におかげなり。左ニ西トがて年におり、右ニ東トがて年におり。二人の子は斯の如きの物ありと云ふ。加詳のあつかきエ夫君は娘ありて、御掲せらす事、南意即ち初根乳矣、其身の有り思極の事は電で見ありけりにや。人の誰をも糸引せられず、身の工夫を浮ツリすると思え、終多は身を东奥の夷にたへて、體と杭州のいざここ縛まつて、事口拂キ事ことからけるとなん。

一後藤平記に小中庭山之品川雅助と鷹頭の傳云、山中庭助卒盈三、天文十四年乙亥八月十五日雪崩死。湖山が落成したので、鷹頭が育てたる生糸に生糸一月銷て歩み二月足て食一、八歳下に敵を討一ヶ月人呼んで分か離と生糸を手取多聞へ左兵衛下に至り六度の鑑を食す。

一
系
鬼
三
序
內
服
卷
一
黑
鬼
序
井
傳
中
守
卷

八〇 挿度の事を記せし詔書附錄

一、座博物儀にあむかが志堅院公御在世における道具古き年間を唐土移朝の名入を其て官免あり是にうりと將軍家持物の人々皆めづら一き筆跡を参考せられたり。或は宸翰の類ひ其外の掛物とも定も山のかくに集り侍つとぞ。其品は申に及ばず數ひあき見物ありといひ傳へす。其中止て武政場舟度か手跡とて文二十通計り。あふたにあたより集めり。其言葉皆借状あり。或はやせたる馬一足が一假へ。或は竹金す二十一疋たまへ。或はきぬ二たん糧米一俵が一絵へと。あらぬ事までかりとてへたる文となり。是輩の見物なりとて、ニ下志悦一笑ひあひ詮へと。お軍仰てす。終き歎美する。今之の文もさへ少くのやきの筆跡なり。至世にはぐらの物を傍つらんといとをかし。此の事は無故の事といふ事あまらがあり。一日の財へあれど、明日は又人の方志によりて日をくらむ。二月の事より即ちのことを上筆めて其備物を存する事あがへぎか。畢竟寥寂せざるもかとよむ。其事は、殊勝のは大病を癪然ありとぞ。唯この傳信并度が據辞あらば人に詠ます。事事實へゆき。板舟度が度をあそわしくいふせく繪に書き来水り、大きなるいか車と見えたり。板の夏布の中に并度と美有りありと。か半、歴多きの世の傳共の文あり。右別子万の事なり。

一同書に序にあり、義姫語船事とありて云。先令方御酒宴の後或利口の立習有戲に物語申けり。利口及我達は古弓第一の破船連船の人と貴賤も少翁紹らにて御座候。一とせま被縣に忍ひ通ら化け時、或民家の中に童子數多とび戯れける中に十歳余りの童三四年なる子を育ておほめけるが、彼負れたる子の負育て重も立たばくといふてければ、九郎義姫を開けて、莞爾として笑ひて、嗚呼不義の奴矣哉といひて罵詛ひす。人に得ず思討にてありけるが、武政場舟度は此事を心得ずながら、故あると可道云。本文中夫婦の中た男女人あると云ふは、鰐夫寄婦の事なる。一、鰐夫は寄婦の娘を娶り寄婦は鰐夫の娘に嫁つたるならん。

一、義姫記に山中廢物と品川猿助と鷹貢の傳にて、山中廢物記天文十四年己亥十月雪あらぬ。湖山の寒氣、鷹狩。度が育ちたる盛衰に算れ、一月越て、あみ二月退て食一八歳。行敵を計一ヶば、人呼んで今。度と云ふをす。今御く女跡行て五十六度の鷹を乞ふ。

一、太田私承守が義姫したる信長記に云、七月十八日おどりを待張行

一、赤鬼 平手内腰衆

一、里鬼 青井傳中守衆

一、鐵鬼 鶴川たか鬼

九

一 地利。然て大勝をうかがふ。新成に威儀畢勝と署量成仁解也。

一 前述但馬守。相模。一 信東大井間。相模。一 市内傳たお門。辨室。

一 每乞道守。精進山。一 悅輔三郎。鷲に毛丸保。故似相序候也。

一 二 繼前船の去而播州吉備。備ニ小縣主也。一 守安と称威候。

津島にては近西道空居正一がとう。近一。京高。信高。信房也。津島平野村の守高安。おとうの

五 一 仕俣。是又武雄無事種姓也。主々。太田和泉守。信高也。
織田等の詔草なり。

一 小笠。鹿太翁記。柴田勝等は豊國石動山攻に云。勝院守重の子なる剛の翁。此前所々に於て無比
數傷き奉りし故。今。翁慶と號。一。何ならず。や長六尺三寸に余り手足の程一才は猶にうつせる。常我
立節に似たり。行年三十八。指物に鉄無手さざり。力さ一添。切て出れば。向ふ弱少。玄蕃是と見
てあり。やうな事。とは。遠矢に射て取よ。近寄るな。自若と制。遙向あらず。畫入ければ。云々。

一 藩山記に云。信長。天下を窓の中に握り絞ひ。内裏修院の爲に伏見に御宿。祇園の諸大名
不減上流する。故て。篠田の楊柳園を置。家名実弟を守護の應旨。被付たり。森勝。私家中の面々
引見。一。篠田の楊柳園を裏拂り給ひ。園守の侍馬主。生山の間下馬耳。家名実弟を名來可治。とい
ふ。勝翁同絵。急に之を拂ひ免れ。森家の侍人森信がと申す。御張預候と言候て。あらんとする。近衛
守の侍馬の口にすがり。其うにては通す。其上乘打叶ふま。と。越後刀を出。番所主。免め
き。ゆき。といふ。勝翁見絵ひ元未。得ぬ。信長也。未打とは何事。か。公方の侍前。と。あらば。云々。故
事い。侍のがとて。此勝翁に千鳥と。相考。すうと。太刀を抜。二人の首討。而。高鑑を乞ひ。けり。絵

お國事には大勢の賤材、大博徒御の口の小手車で可れと申すが、御内閣の本筋を経人す。勝利見込み候者火を燃え宣へば、御人承認され木戸を開く。大東洋の自ほは也、候るが御船にあらず、直三
勝利へ露出、敵軍の本番細工にて、切腹仕事の旨、船橋上、佐長卿お笑ひ論、昔上條を人討計一隊
武れ物ども、かゝり今や御我と名言改めよと、城邊城邊は其難御りれば、惣領の人々實に忠ある武士の例
義と浦山一く思ひけり。某年の内に侯達の位に至り、森武郎守長可と申けり。
一同記に常徳可先御宇井門の庄、雅山と字すハ、天文の初が開港大納言一つらみ抜ひ勢く居候す。ニベ
久比

大納言時を交合。或時要多弓雅の機に來、大納言在金城中にて對面す。大納言云貴方兼大力の由
圓為及。是従覧せよとて傍松の不二尺圍有之取捨曲、大納言の檢ねとて明唇の比まで有之矣。
此要立弓打物取て早葉太刀の間の者也。生得要道無道也。或時御血像の機にて瓦利坊年慶の
跡を追千人切を思ひ立、往來の人を切車二三百人。或時太刀を川守に落す。尋之不見。要立弓空
く祈天神心中求、此時鶴一羽至る。彼太刀と車へ水上浮き、栗豆翁希異の因とな。此太刀
鶴の背の跡あり。則太刀の名鶴の丸と號して土岐守承作の車瘦也。云々。

一 加澤重次を専門覺事に長井以鎌田阿魯合銘金喜萬應寺殿北井義定の條に云、十月
廿一日午刻半前出發。公け水は、橋岸助木内尉二百騎にて月夜跡の馬上旗を主て、備下船あらば、移
会の機を候。一後就其とて、宿後の京へ手井を安附出納が務め、大人を辨度不の御をあらむ也。住居
に處所甚矣云々。ニ御宿西の草園氏のあらば、源平次

三

地行誠田太郎左衛門署
前鹽但馬守辨。一
後毛近江守辨。一
一
一
一
一
一

卷之三

卷之三

一 惜第三部

卷之三

一 上總・竹駒・ハ夫人の攝仕主に相成候て小敷を率一すあたりと相成候
津島にては塙田益宗在三と一がとう道一三五ナリ信頼へ待帰也・津島山五年共あたりの
正一き仕候、是又結婚無申様辦也ミ。夫田和采守資房ハ
織田家之被事なり

が、間まの侍長丈勢逸樹、大津膳所の町口の木戸屋と可新と呼ぶ。歟人長ちゆの木戸を打んとす。膳所見詮三水侍長火を點ると宣へば、歟人長詮キ木戸を開く。夫うち狗は白沫吐せ。伏見の拂駁に着き、並ニ拂駁へ出で、詮三の奉手細工一、切膳仕の足袋の旨詮仰上。信長御お笑ひ餘、昔五体にて人を討つは武痴坊とせ。はも今より武痴と名を改よと。誠徳城城にて詮仰ければ、傷空の人々實に忠ある武士の例我と浦山一く思ひけり。其年の内に侍従の位に上り、森氏家守長可と申ナリ。

也。久利土岐悪五郎とて大力の若武者あり、骨肉逞大勇也。武勇人に勝て。今辨慶世人稱之。
大納言時々交合す。或時悪五郎雅め城に來。大納言出合城中にて對面す。大納言云貴方兼大力の事
聞及し。是従覧せよとて傍松の不二尺廻有之取捨曲、大納言の捨松とて。明暦の比まで有之多
也。此悪五郎打物取て早葉太刀の脚の者也。生得悪道也。或時御立傳の橋にて瓦斯場舟渡す
船を追千人切と思ひ立。往来の人を切車二三百人。或時太刀を河中に落す。尋之不見。悪五郎
く祈氏神牛一求。當時鶴一羽起未。彼太刀とくほへ水上浮き。悪五郎希異の思とな。此太刀
鶴の首の跡あり。則太刀の名鶴の丸と號して土岐守承代の在所也。云々。

上級は西の奥田氏の家庭に加澤幸次
左衛門が召せられ、沼田軍記

一、土氣古成集典傳未和、解後御縣參明神。奉御御事とあはれに
天正七年伯耆守就徳新祐の事御高祖御子御孫を祭此大神。豈獨而事
を懸也哉。考辨度を據て事矣矣矣御事御孫御事御孫御事御孫也。

松島義門守判

一、大塔軍記に云後八郎有生年十三成是嘗有云泉名水即食便誠元智三年涼九郎威童家重封其
刻於相模波口湯島。梶原與之致並櫛之端。依被省恨。梶原階巧虎口之說。仍兄弟之孫中不快。
定名詔書。文治五年四月中句比為錦戸太郎。夜深奉手被討。時表高其子竹室丸三而射民
花房辨度。喉咽。楊名於末代。又云嘉保年中和田義盛謀殺其嗣古郡。幕忠。兩方鶴次郎十三而射。有
花園又四郎云。梶社傳業竹童丸鶴次郎全不可考。云。

此書ハ前水年中小笠原長秀。信濃の守護とありと下向せ。國人村上嘉信等之を阻んで大塚の古里
に攻守に及ぶ事の年と記す。行文歎誤脱あり誤易からずとあり。可道云。義強記秋川の上巻説に
寺見あるべくとて末り詮ひ云々。高坂ハ某之御民御少輔基成の名所なりと。義強下り捨てて家に
住せ候事とか。其外伊羅の宿所。猫間の浦。泰衡屋敷。邊井の墓。辨度。楊。手掛の松。待院有之園山
中辨度寺に入捨ふ云々。

一、和様三才圖會。相模龍渡山備禦守在腰致材。藝言。元智三年五月十日源姓尉。義經加思平朝敵。訖

剣相模前附御主事玉置家兼不隕處。日泉傳有不隕之南不隕入鑑室。後在腰致材。諱日鑑室之様
附因幡前司慶元奉二種致材。轉別。見至致。辨度。蓋之其親水所沒地。今名視地。有二寺前辨度。
腰致材有地焉。

辨度腰致材。且種深高内勢。故惟自腰致材理盡時辨度。蹠見鍵合處云々。

一同山城の部。武州坊辨度宅。三率河東。东守ニアリ。

土佐坊皆吉。設辨度。自此跡向焉。此父為荒地。称辨度芝。

一、山城名陽志卷五(山城名陽志附錄。波陽志)。辨度石。今三率通。夷船。西。

編年金運圖曰。享禄三年兵備。辨度石入流。置。高橋律寺。或年代記云。享禄元年七月十六日夜川

辨度石三條高極入流。

「百家說林。國物惟中州清潤。雖記にいふ。人皇十四代。顯宗天皇の御饌事。皇子位につきて改行す。此
皇子一大び男にまへりて。一一。其後男に令する事なし。饌事天皇を以てども左
位十月あきらめ。王代の歎だいらす。西邊御事坊辨度。一名女に令す。すやに。一一。試み。一
度千度に國トとて。か。び。金公。あがりとぞ。誠に大男のう。ものに。たわまぬ管あ。う。多く
軍事を見るに。辨度が女色に。たは。す。幸つ。ひに。見えす。

以上記する。二。辨度。不ほり御りあがへ。世に勧善なる翁を今辨度と稱るする。ある。

一、工氣古咸再興傳來既に康後歎昇大明神、一參の事とある傳に、
天正七年伯香守歎待祈禱の事ありて詔書中御傍にて於此縣大明神、三日侍而享之成奉り、狩獵たる事無
を詔召寄り、牛若耕雲と號に書若葉譽の點之。寶殿に掛置為張代、書付置候者也。
上總國工氣の
御召文とあり

總開玉氣
日德同寧故成奉有
張代畫付置候者也
極富長門守判

一、大倭軍記に云、彼人節有生年十三、成黒鷹有云、黒石未知食復哉、去元晉三年、源九郎義經平家追討、其刻於相傳渡田謡鳥、惟原吳令致第禮之歸、依彼遺恨、在泉階巧虎口之說、今仍兄弟之御中、不快。
金ヶ越古妻長絵、文治立年閏四月中旬比為錦戸太郎、高原泰平被討殺時、長崎某子竹重丸三而射死。
花房綱麿、唯咽揚名於末代、又去清保年中和田義盛謀殺、其聞古郡弟忠三田力鶴次郎十三而射死。
花園又四郎、集社傳某竹重丸鶴次郎全不可考。

此書ハ和承年中小笠原長秀信傳也。治承と有りて、丁度七
月正守に於身寄の事と云す。行又頭髪脱あり、旗易カラすとあり。可道云義徳が參列する事無く、
義高唯面打で小出る事、限多キナリ。といへるに附合ひて作り出一たるなりべし。
正承元年九月廿二日、三好藤四郎將智隆より侍官追留事とある條に云、高程ニ三好半蔵の子也。上來
寺一員、あらまーと云奉り仕入る。高級ハ其の前民部少輔基成の居所なり。乞、義徳重の後、
主従合ひて、山中加賀の藤原通間の所、春衡屋處、陰井の墓、靜慶橋、手掛の松、傳傳の松等、
中、序有りて入致ふ云。

刺相與前內府平字參王其事並不疑處日來依有不義之聞不見入鑄倉後在腰斬辟經日愁撻守之條附因情前司度元奉一函欵伏賴朝見東鋗一辨慶書之其硯水所汲池今名硯池有寺廟碑廢

辨慶腰裂松在極樂寺內北方義經自腰被押黑時辨慶見錄金之處云
同白旗明神左脣擇祭神係義經之靈判官裁縫死於裏城一頭到三千家處賴朝實檢以後祀靈於此辨慶之首所埋場亦在
同山城の部ニ武井坊辨慶宅ニ桑河原ノ東方ニアリ。

小城名勝志卷五小城名勝志附錄（洛陽部）
辨慶石
辨慶石在縣西三里，山有辨慶芝，根大如人，葉如芭蕉，根生石上，故名。

補年鑑圖曰。高祖三年夏初。韓慶石入洛。置東極律寺。或年代記云。高祖元年七月十六日夜川

自家説林周而惟中が清閑錦記にいふ。人皇サ四代顯宗天皇の始飯事皇女倭につけ改を行ふ。此
事一たび男にまつはりて……某後男に令すら事なし。食事天皇事とども至
三十日あまりゑば、王代の歎にいらす。西倭武氏坊辨慶と一族女に令す。すでに……試み故
度に同トとさふた。び令食あがくーとき。誠に大男のー事。ものにたわまぬ質なり。多くの
事高き事うに辨慶が女色にたはかず。幸ひに見えます。

卷之三

國朝詩別集

第二引富慶院 快慶繼留也 仁明天皇御宇嘉祥元年三月廿日補佐汝山三十年
快慶之曰乃也 清和天皇御宇復熙十八年八月十日補佐汝山三十年

仁明天皇得宇嘉祥元年三月廿日補佐深山三十年
快慶也。四月也。

仁明天皇御宇嘉祥元年三月廿七日補佐汝山三十年
清和天皇御宇貞觀十八年八月十日補佐汝山六年

漢元十六年

第四代快園
陽城院號時元寶元年六月廿日於汝山三十年此時
第五代慶玄
延祐皇帝時昌泰元年八月十八日補佐汝山三十三年

延熹十六年三月十七日補佐汝山五年
延熹七年二月古補佐汝山八年

累七代嘵
第八代增
第九代孫
朱程院傳于承平三年二月十日補任
國慶院傳于貞元二丙子十一月十日神

第九代
第三
孫
玄
子
真
元
二
月
十
日
神
佐
治
山
八
年

第二代 慢尊 一傳院待第承延元年十二月廿八日補住淡山三十九年
第十三代 永尊 三傳院禡宇長和五年十一月廿日補住淡山九年

第十三代 覺與
第十三傳院佛時延久元年十月補住洪山三年
第十四代 宗賢 後三傳院佛住延久四年三月補住雖非其氏補住

第十五行 長快
向河院繼坐承保二年正月十九日浦住說山三十一年或六年 今白河院依宣下長快

卷之三

卷之三

上品當以白上德者選任制焉下此復無可任

第六代長孫
第七代長寧
鴻臚卿
開皇二年正月十八日補修汝山寺
近樹院崇塔五年十月廿日補修汝山寺三年

第十九代、忠恢
正徳院久安三年三月、補任瀧山代八年
宮倉院兼安三年七月、補任瀧山一年

第十九代 行範
官氣院表號二十七日補佐淡山一年
第二十代 范智 寫倉院兼安四年補佐淡山八年
第二十一代 淳均 淳快三男力 後寫院文治三年補佐淡山十三年

第一代湛鷗 漢陽男
後院文治三年補任洪山十三年
第二代行快 後鳥羽院延久九年七月七日補任洪山五年

第十三代紀命
土御門院達仁三年三月昔補佐淡山七年
第四代憲政
土御門院義冬三年戊辰九月廿七日補佐淡山十五年

第七代琳快行健六男
德運河院貞慈元年補任流山七年
第廿六代快命範命三男 後源河院貞二年戊子年補任

第七代湛宣進爵至四傳院少卿三年補仕
第八代尋快 四傳院仁治四年癸卯就任

第十九代定菴
第三十代靜候

皇山院文永二年補佐
後宇多院得宗弘安五年壬午十二月補佐

1 2 3 4 5 6 7 8 9

一六

右御高三土代相続其後改名而無別當院同往古至今御高院也。御高院時之班也。

リ。

○純種別當補任記抜萃

泰政

一條院拂時長保元年正月三日補任。父奥方中将。母奥国人也。殊勝別當依嫡女尚嫡子。

別當補任。治山二十年。寛仁三年十月廿日入家。男子三人。女子二人。

聘スルニ。寔方中將八度。京忠平公貞信。曾孫龙太郎師尹公。淳定時相宅。子ニシテ叔父濟時養ヒテ子十人。

快卓

一條院拂時永正三年三月廿九日補任。泰政嫡男。男子一人。女子二人。治山三十九年家壽元年六月九日入家。

長快

又継卓

義保三年五月十九日補任。永久四年十月廿日奉考詣時叙謗。保安三年ノ比叙法原。同年十二月七日八十六入滅。畢竟與嫡子也。男子六人。女子三人。治山三十八年寛治四年二月六日叙謗。

上皇純種栗御拂時賞也。和例抄ニ純種傳綱例長快寛治四年二月六日叙謗。重加暨

湛快

久安三年三月補任別當長快四男。年四十九。男子四人。女子五人。七十六入滅。治山二十年。

湛増

湛快三男。叙法原。文治三年補任。建久九年。戊午十一月八日卒。九入滅。但無葬堂。男子三人。女子三人。此外繼子不注。之治山十二年。母六條利官原為我。女立田殿。女房。湛快死後新宮鳥居。法眼行範。再嫁。

湛政

湛快三男。湛增弟。建久三年戊辰九月十七日甲子補任。同三年十月十二日辰時叙法原。同四年正月十五日

仕權大存

神。貞應元年六月十七日七十六死。玄翠。男子三人。女子四人。治山十五年。

定徧

三山別當。北條ニ屬ス。計室別當。官軍ニ屬ス。

湛譽

計室別當。四郎法持。童名莫子凡。後道有足利方。寔方漫ノ祖。

一七

04028

資料
番号

県立串本古座高校所蔵

中根文庫

8 9

右別當三士代相承其經故而無別當職，自往古至今別當屋，或空境也，在之也。可並同正當以後廢絕一たるにはあらざりし、されば太平記に定道有學有才た田回の別當などあり。

○純種別當補任記拔萃

表 級

一傳院補時長保元年正月三日補任、父奥方中将、母奥国人也、殊勝別當依嫡女為嫡子

別當補任 滝山二十年寛仁三年十月廿日入滅、男子三人女子二人

附スルニ實方中將八度、弟忠平公貞信、曾孫忠太郎師尹公、孫定時相臣、子ニテ叔父濟

時慶三十一年

院補時永正三年十二月廿九日補任、表叔、嫡男、男一人女子二人、滝山三十九年家壽元年

表 級

一傳院補時長保三年十月十六日補任、同院純種補者也、保安三年十一月死云純種傳綱以之為初

湛快
久安二年三月補任、別當長快四男、年四十九、男子四人女子五人、七十六人、滅、滝山三十年

湛增
湛快三男、叙法弟、文治三年補任達久九年、成化五年八月六十九人、滅、但無拜堂、男子七八人、此外妻女不注、之滝山十二年、母六傳判官原為義、女立田畠、女房、湛快死後新官鳥長法眼行範再嫁、行快行忠長莊、子產公故後鳥長禪尼上云フ。

湛政
湛快三男湛博、弟、義久三年戊辰九月廿七日甲子、補任、同三年十月廿日辰時叙法弟、同四年五月十五日

仕權大傳御、貞應元年六月十七日七十六人、死云畢、男子三人女子四人、滝山十五年

○左記四人、補任記より後に別當になり、か太平記に見ゆ。

定徳
三山別當、北傳ニ屬ス

湛政
湛快、封官別當、官軍之薦ス

道祐
那智山別當、四郎法持、重名葉子丸後道有、足利方、實方院、祖

卷之三

11

卷之三

○
泄語加筆也。舊事作錄
一古事記云。能婆。別號悘姑之號。在桂林房上。座覽羽。在玄舅之署。陽亭側之間。至懶懶快
笑之晚。相傳強乞者也。而前以上深信念佛。弄弓箭。不尚秤。阿彌陀名號。然間去來元年。比於湛
博之墓。堂前有碑。碑里七日修。別時念佛之間。或夜半計大顛。吠。念佛聲成奇之處。件。寢羽何
事。九候公出于見上。出廈門之間。拔劍有二侍。懸。タリ。儿。間。指合。セ。テ。切。聊。モ。不。訪。其。身。商。戶。
二南死阿彌陀。一。ト。唱。テ。被。仰。臥。テ。至。氣。絕。之。其。声。不。休。云。快。寒。僧。人。口。廿。ナ。リ。然。坐。川。之。旁。
鉗。死。指。事。人。口。事。如。此。
一子不收

一章說中止。監生三山初嘗被任教官。那年山東試亦第同鄉舉人。考取了。到那年秋。新科榜一

明治三十六年十二月十四日

二
涼家長子切腹也。二ノ劍由末概及
白河院御~~御~~御參詣。并別當教兵六傳。荆官為戰。加娘女取事。

参考原手盛纂記録卷二 人皇五十六代の帝也。体情和天至とぞ申へる。皇子篤美キアキス、中子
也第六皇子とは貞純親王嫡子經基六源王。其嫡子美雨萬件上御行始て源氏の姓を賜て天下を守護
すべきの由。勅宣を蒙りたり。満仲蘇國三笠郡土山に異邦者。鐵の網工造りである也。召て最前上の鏡二
つ作り出す。長足七寸。荷物のおき切セテ是鏡に一の鏡仕。鏡をかげ切てけ。尔後、髮印と高附けだ。一つ
左耳脇をかげ。右耳脇をかげ。綿一ヶ。綿す。御傳寺教院に譲る。教院は美田原御、鏡切焉
て鬼の毛とゆき後髮印と鬼毛と改名す。初先脇毛と蜘蛛を切たゞ。脇毛をば蜘蛛切と号す。此二
の蜘蛛毛の嗣出ね。寺教院の毛と同る。天孫立年教院の第。河内守教信の嫡子伴守。守教義。其の守
靜良性不第。寺教院の由其間有り。故に彼討子に下さる。時、幕邊無事と成。一。源氏重臣の鏡鬼丸。勝敗
切穀茎が諸に立けるを。宣局にて呂出され。経基和臣に賜てケリ。經基嫡子八幡太郎。義家に譲る。義
家が甚多く病けれど、娘を附馬宇。義親は出雲の國にて寺教院の間ニ付て、因幡守正盛と村守の候
に下されて、佐國守と村守の三男。河内利益。然て、三曾式部大輔。蘇國是守。下は譲家。四男。六傳。利吉。尚
義に譲り。一為義家は、或銀の子。九郎。洋勝守。雷守。源太守。然葉原村守。良吉。たつたはらの

宋書卷之三

田口昌富某車輦二種入也

○港湾加算を記した繪書附録

古事記云、能樂、別處甚據之許。桂林房上空鑿洞、而車馬旁之署、勝游徧之間、至愚穎快
實之晚、相傳雖云有也、而且前以上深信念佛、引前不附釋阿彌陀名號、然間去承元三年比於湛
增之莫堂、御進隔壁、七日修持念佛之間、或夜半時念佛、頻々念佛聲成奇之處、件一覺相何
事々候公出見于室門之間、拔劍者二人、待覺タリル間指合セテ切ニ仰モ不動其身高声
二南先阿彌陀、三事名ト唱テ被切臥天、至氣絕之時、其声不休云々快實僧人コロサセナリ、能堂川之勢
鉢充指事人ヨ、口事如此。

一、南朝道臣記卷七、先父夜話記に云、三谷考兵衛曰、山田郡大熊氏といふは、お旗手の宮脇氏と同姓にて、熊
坐別當攝が遠裔也。天文の大熊備前守といふ人あり、大熊村龜田也の四を領て其家富昌也。彼家に
熊坐別當攝傳來の行平の太刀あり、鞘口抜出す時は白百足の鶴入加如し。鞘に納す時、白百足の鶴出か如
し。奇異の寶物也と書傳ひたり云々。
一、紀伊國名所圖會に永久山覺林寺般若院
東裏町一里塚北に併し、弘法寺也
山派醍醐三室院御門主に屬す
基を詳にせず、元和元年法事專教願物たり家に移りて中興の開祖とす。紀勢兩國の修驗道を鋒司て代へ
此種別當攝傳來の血脉たゞる事なく今に相續す。

明治三十六年十二月十日

字井記

二
涼家最切脾也二の劍由未擬及
白河院被毒參詣并別當致奠六傳判官為義か娘を取る事

参考序平盛哀記銅卷二云人皇廿六代の帝也、は清和天皇とぞ申ける。皇ます篤々キ一ます。中ニ
も弟六皇子を生す貞親王、拂子姫基六郎王、其嫡子美田萬仲上被什給て源氏の姓を賜て天下を守護
す之の由、勅宣を奪りてナリ。満仲筑前國三笠郡土山に異羽ち鉄の細工屋リであるを召て、最上の銅二
つ作り出す。長二尺七寸、刃鄧のあと切せて見鏡に、一の鏡は、彫りを加へ切てけんが、彫切と名附けた。一つ
とは膝を加へ切けんが、膝丸ヒミツアヒルノヒルノ、彫切と名附けた。一つ
て鬼の手と切て後、彫切を鬼丸と改名す。賴光膝丸乞て拂珠を切たるより、膝丸は拂珠丸と号す。此二
の彫切の嗣出お寺賴基の子ニ傳る。天喜五年賴光の弟、河内守賴信の嫡子伊豫守賴義、再び安
部貞佐兄弟等謀反の由其間有れば、彼討死に下さる。時、幕陸奥守と成。源氏重臣の歿鬼丸拂珠
切賴基が許に立けると、宣ひるにて呂宋され、賴武即位に除てナリ。賴義嫡子八幡太郎義家に譲る。義
家子共多く有けれ共、嫡子殿馬守義詠は出雲の國にて謀反の罪に付し、因幡守正盛と討手の使
に下され、後國にて討れ。二男河内利高、新忠、三男式新大輔、義國是守に付讓家、田舎六傳判官、秀
義に譲り。一族、冥年義親の子ニ為義は脇々に男女四十六人あり、並葉子女焉有。女云ば、たつたはらの

欽定四國の間に加藤の大鳥ある。一羽は鷹を守る。常に星を守る。鷹は鷹の本體。別當は鷹なり。鷹の方
人の為にとて上たる由にひければ、ち臘星を守る。此種體は鷹の本體。別當は鷹なり。何なる人の一門ぞと守られ
ば、實あや持の本體なりと申せらる。さて鷹體が下すべき人に限らず。今もて對面せざるこそ是れとて。
鷹一羽せぬて對面す志の様に。宣代一具の鍔と取て吼たき。耳引出物にそーたりける。教與此劍を得て。是は鷹
氏舊傳の鍔也。整異が持へまし准すとて。權院に准らせけり。被鷹一具に持たうける鍔を一つ失て。片手のなき猿に
宣えければ。瑞應國より好鍔流を召上せ。獅子のみを本にて少も違へず造らる。最上の鍔なり。其筆悦給事限
在。日景に鳥を作れたれば。小鳥と見る。其は御みす小鳥と一具にて御承けるが。うの小鳥二羽計長
かうり。或時の鍔を被て障子に寄繕て置らるが人よりあらねにからくと倒す音聞されば。かの鍔ニ之尋ねれ。
損じや一つらんとて。取寄て見放へ。日本來は多計長と思へ。小鳥が。獅子の子と同様に成にけり。抜て是を見
れば柄の中云々計承くかて。日景を室被て。かうりと見だり。是は一定獅子の子かたると心得て。獅子の子を以て而
かと云ふべし。其後終年國詔奉へ。今は鍔時と何がせとて。從友切。小鳥二の鍔を婦子下壁守義朝にモ
康られ。する。

三國志略
明張德標亦集
并成新軍事

然葉弱劣故與加子息女入室。本宮新嘗那智若田。古本作若田。因置其箇所にて置く。此中に何と長いた
らん石を別室を築き、下に遺言一匁けり。其後仲田屋甚萬長。ナリ。ナリ。引當てて在す。

紀伊國の間に加拝の大鳥ある。一とる時見ると、妻一人是を守れば、其妻が難能能事なり。勇男の方
人の為にとて上たる由いひければ、為威星を圖て、此種體はねうね共用多々數名なうけり。何なる人の一門とヨリ守めれば、實あ事守の本筋なりと申せよ。さては為威が下すべキ人には非ざりけり。今まで對面せざる者ニモ當れとて、
説一寄せ始て對面す。志の様にや。實化一具の鍔を取ひて、吼たゞ算引出物にモ一たりケル。故眞此鍔を得て、是は帝
氏實化の鍔也。誓與が持へまほすとて、權院に進らせけり。極物、一具に持たゞけ。鍔を一つ失て、片手のなき様に
寛えられず。橘憲國、ちよ鍔は召上せ、獅子の子を本にて少も盡へず。最上の鍔あり。其子、悦翁と事限
な。自撰に鳥を作れたば、小鳥と名づけたる。為我は獅子の子、小鳥と一具行こ。私私一けり。が、今の小鳥二云計長
かりナリ。或時、此鍔を被て隣子に寄繋て置なげるが、人もさすめにからべと倒す。而くれば、如何鍔ニモ轉ゆれ。
獨處で一つらんとぞ。厥妻を見廻へ年日來は云計長と思ひの小鳥が、獅子の子と同様に、成にけり。之、抜て是を見
小ば柄の半云計長へて、日當を安樂でさがむと見だり。是は一走獅子の子が、かたると傳て、獅子の子が文代にて放
ゆと在つ。其後我等園詠寫へた。今は鍔時て何がせんとぞ。裕友切、小鳥二の鍔を婦子下達守義朝にぞ
譲られける。

三田島明秀海博加軍并被封新宣軍之軍

然別房歎吳加子息人官は、本宮・新宮、那智、若田古平作若田、鳥是田邊立園所にて置く。此中に何より長いたる石を別房を號す。一と遺言たりけりが、其此は田邊邊守長なりければ別房にてぞ在ける。

可也曰、若田或親に富田二へり。是ハ忠快御子進秀が弟に富田法橋範秀といふあらばならん。また有馬村ノ郡有馬村仁左田社といふあり、伊勢諸守伊勢母尊輪遇突初の三神を祭る様札に永正十八年辛巳霜月十四日御稟上御伴國年奉郡有馬庄司移本町尼永倣故白とあり。又異称日本傳曰、今訪之有馬村人考耶智三、卷書を有馬村有馬宮内伊勢母尊輪御忌地云とあり。此種田を若田と唱へ一にはあらずか。彦姫也若親ともハつて因へばすところなきにあらず。又宇本浦にあ神社あり、彦神三神と御堂三所權現とを學ぶ。高社助若田をうと同浦に玄傳氣と云信トかた一。下らば若田ハ富田率井有馬の内につチ高取湖ぶべ。

兵家集記云、延喜の神官教晏別當子四人有り、本宮新宮、田口、若田と四家となるとあり。

平治物語ニ六波羅より早馬を紀物に至ら。又に云、すつ程に十日の晚六波羅より三一早馬切郡の宿にて追着たり。清成が何ぞと問ひ給へば、去九日の夜三條殿へ夜討入りて御所傍焼き拂ひ候ひ。少納言入道の宿所も焼拂はれ候。是は市事門督頭、左馬頭と相かたりひて嘗てや滅し奉らんと謀とこそ承り候へと申せば、清成急ぎ下向すべきが、是より参りて考詣を兼ねざらん。無奈なり。如何すべきと宣へば、た御門佐重威、無禮考詣。現高安源の御所落にてこそ候子ぬ。其上君臣臣に取詰らさせ給へなり。寧でか武臣とて是を救ひ奉らん。神は外禮を避けず、何か苦く候ふべき、急き縛下向あが、「一と申されければ皆此誠に同うけろ」と。延喜別當若田が田口に在りけるに使を立て給へば、其二十騎奉る。湯浅推定宗重三十騎にて馳せ参ルば、徳皇百騎に成にけり。

源平盛衰記云、序三住入道被放高倉宮に勅め奉り、詔國のほ氏た令旨を下されかねに、御令旨の御体は誰か

勧ひ、伏を仰ウル矣。三住入道申せば外人は憚有り、點定子貪、義豊相即在幕下侍候、萬ては馬を仰食らるべきかと、並の「一とて」が、義豊と召車の次第孝子下知せられれば、十郎景と、平松事中より新宮に隠伏。乙夜直安き心なし。が何ぞと素膽を遣て再び門の身を清めんと存する外に、今最命を盡る際、併身の事に侍、一門誰か仔細を申しき。建仁高國に兵下て、同様の事を年奉の人を催上候へと、結果を立派に三住入道申けり。八合旨の待候を勧促せんには、畢竟に不思甚然有りと申せば、並の「一とて」高倉に藏人をされけり。十郎景人は義豊を改名せ行家と名乗、九日令旨を給て、古夜半に膳後寝と宿にかけ、拂の衣に紫房と、膳後長見物の左近、山伏の字を一とあ造り傳り下りケリ。○御室御宣、國北修致、八條承人行家御持未セ。○
此事の顯小舟坐は、千鶴於人東閣下向の時、新宮へ申下し。其事は、年節性里行算帳では、是を鳥羽の猪所に押送奉て、勿々送返となるたるに依て、你坐ま追討す。○御宮金方を賜て、同姓の御室年奉の事と催促の為に、關東下向す。早く御入寺に相觸て、内へ用意。御行跡を上後を相待へと、三下もたなけ。御智、御室大共、寄合、一乞坐と私張れ共、國內通計の事、東宮、手宮の祈の節た奉堂大法眼堂を備、御室十郎義盛ニテ高倉宴令旨を賜り、東國に下り白旗日乃袋に處邊り。手宮とさんとするよりが、御智御室大衆等の大人芝とて用意有れ、いざサ押寄咸えんと、大江法眼御寄て互に廻を行る事三千ヶ度なり。三日錦箭鳴止車なく、太刀長刀の閃く影電の如し。手宮の方には角二そ切札、手宮の方には角二そ射札とて、軍よはひ六種策動の如し。互に半時も限かず。一日一夜父の出る程ニテ餘をれ。それ共大江法眼軍に負相接ひ少す。

可通曰、若田或說に富田一といひ。是ハ恩快加子洪堵が第ニ富田法橋範秀といふあればならん。また有手萬
弱有馬村に彦田社といふあり。伊弉諾尊伊弉冉尊軻遇宍留和三神を祭り。棟札に永正十八年辛巳霜
月十日御棟上紀伊國年奉郡有馬庄司梅本邦臣永倣敬白ヒあり。又異称日本傳曰。今訪之有馬村人彦那智
三巻萬セ有馬村有彦田宮乃伊弉冉尊神足地モコトアリ。此彦田ニ若田と唱ヘテニホアラサガ。彦那智セ
彦親ヒモハコトニ思ヘタシトニロナキニ而ム。又事本浦ニ阿知社あり。阿知三神ヒ也。鹽三所擁観ヒミ學
習。高社助若田矣。高浦ニ玄傳矣。ヒ古信トハカナ。カラズ若田ハ富田率本有馬の内ニテ、高坂洞
スヘ。

其家業話云、延喜の神官教與別當子四人有り、本宮、新宮、田畠、若田と四家となるとあり。平治物語に六海羅より早馬を紀伊に送らるゝ處に云々の程に十日後六海羅より早馬切部の宿にて追着たり。清盛が何乞と問ひ給へば、去九日の夜三條殿へ寝付今て、御所皆寝起拂ひ候ひ。少納言入道の宿所も覺知はれ候。是は右馬門督殿、左馬頭を相かたらば、高麗を滅一奉らんと謀之。此を取り候へと申せば、清盛急き下向すべきが、是上参りて、秀滿を謀り、さうらむ無念なり。か何すべキと宣へば、た御門佐重成、其種事請も現高安親の待折請にてこそ候事らめ。其上君・左臣に取置られさせ給へりなり。寧でか武臣ヒテ是を敬ひ奉るやうん、神は此禮を受けず、何か苦く候ふべき、急き拂下向あらば、と申されば、皆此議に同一けり。延喜別當が田畠に在りけるに使を立て候へば、其三十騎奉る。陽城、雍守宗重三十騎にて駆せ奉れば、彼是百騎止成にけり。

江年齋著記云「南三佐入道教の高僧室に射め奉り、諸國の豪族に金旨を下されけるに、折金旨の特保は誰か」

勧め、べきを傳へば、三位人通申れば外人は憚有べし。新宮す時、義盛折節車輿に侍れば、召れて佳馬を仰命らるべきかと、然るべ一とて義盛を召車の次第委下せられれば、十郎畏て、平松車中より新宮に移る事て、宿泊安き也。然るべ一とて素嘗を尋て再訪の取を請ひんと存する外に、今是姫命を萬の深く、併身の幸に侍、一門誰か仔細を申。」と、速に萬國に西向下り、同姓の博茂年來の富人を僕上候へ一とて、御前を立處に、三位人通申けり。合旨の待候を勤候候には、無官にて甚恐有べと申せば、然るべ一とて當座に藏人にあされけり。十郎御人は義盛を改易て行家と名矣。九日合宿を経て、吉良夜半に麻の袋と宿にかけ、柿の衣に紫染て、被種毛見羽の衣をまは山伏の字とてあ道に傳りて下りけり。東陽云、治承四年庚子四月廿七日宿名宮合宿。多日到着于千葉氏御お室伊豆國北條殿ハ保耶人行者所持來也。

「和は少く計る、あなまかりけり。那智新宮太宰軍に勝て見鐘を鳴り、平家軍領て深底等昌¹、給ふべき軍旗に神軍にて勝たりと、悦の時三度までこを送²。わ東國住人に佐野³、榜と云ひ、大に清眼には細也けるが、軍には負ぬ山に逃翁⁴と見つ⁵。凡たり、内の消息を書て福原へ奉けるは、私にまだ御し召れず候や。新宮太郎義盛、高倉宮の令旨を賜ひ、東國に下向して草先守を催促して、平家をとす。幸らんとて、白旗白弓依に成⁶。是る間、那智新宮義盛に同意の由来て、大江清眼⁷方とて新宮源に押寄て、一日一夜⁸徒侍一かども軍敗ぬ。待用心有くや候らんとおたりけり。平家是を聞候て、面目なしとぞ嘆はれる。太政大臣は安からず、あもほて、數か弱の軍兵を以て福原より上路す云々。

不本一本伊⁹、本ハ故本鎌谷卒如白木佐助本か云、後夜に被疋¹⁰。高¹¹湯堵は、平家重恩の身なり一か、何にてか聞出¹²。けん新宮十郎義盛¹³、高倉君の令旨賜て既に謀攻を起すられ、那智新宮の首共は定て保武の方人をそそぎ、すらむ。湯堵は平家¹⁴の待因を天山に蒙り、かねば、争かじて奉るべき。未¹⁵射¹⁶。終て其後御¹⁷御¹⁸を申さんとて、混覺¹⁹。一千余人新宮の廢へ見向す。新宮²⁰は、鳥井清長、高橋清順、侍²¹は宇井致水、水谷慶甲那智には執行法眼²²以下御全兵勢一千五百余人²³。佐世本津倉本如白木²⁴、筒作り矢会²⁵、保武の方共は死²⁶を射れ、手あの方には角²⁷。射れと立に矢叫の声²⁸。鋸²⁹とあく、鍋³⁰の鳴止³¹陣³²をく三日か程³³。御³⁴たれども大江清眼³⁵湯堵³⁶ハ、³⁷按本書、大江法眼³⁸行家³⁹、⁴⁰大江法眼未⁴¹御⁴²。家⁴³子朝⁴⁴予多く、御⁴⁵也。身手自⁴⁶命⁴⁷。是⁴⁸、本宮へこそ帰⁴⁹りけれ。湯堵⁵⁰御⁵¹、⁵²以て高倉宮御謀及の御⁵³。御⁵⁴あり云々。

長門本云、此宮の傳説及歎歌⁵⁵。小ける事は、然強半本宮より聞えたりけりとぞ。推測⁵⁶一けり。其故傳跡皆⁵⁷と新宮とは、新宮をほうの大ねとす。本宮は、キアカヒで合跡⁵⁸一けり。程に本宮魚⁵⁹にテ、其横リ大江

清眼高⁶⁰源⁶¹、正寺主⁶²。穂守主⁶³。夜を日に絶て馳上⁶⁴。六上人道⁶⁵を訴申⁶⁶。かは、宮の令旨を賜ひ云々。
義經⁶⁷、即⁶⁸功記云、高倉宮御端國の御氏⁶⁹へ令旨を賜はんとするに、誰をか御使⁷⁰と遣⁷¹はす。御使⁷²とて擇⁷³はせらんとて、前延駕⁷⁴が未⁷⁵に陸奥十郎義盛、今は我人に補仕せられ行⁷⁶かと改名。幸ひ立承⁷⁷すれば、役⁷⁸行⁷⁹くは好⁸⁰とて、急⁸¹き行⁸²を召⁸³。紫草⁸⁴と佈明⁸⁵して、出國の保氏⁸⁶への令旨を賜りけり。ば行⁸⁷者大に悦び、即⁸⁸御⁸⁹と立て近⁹⁰に美濃を治⁹¹。御民⁹²まで歸⁹³。伊豆、下郡⁹⁴と賴朝⁹⁵にて今⁹⁶を捧⁹⁷。然⁹⁸に侍家⁹⁹は元末無¹⁰⁰智¹⁰¹才の男にて、有¹⁰²才無¹⁰³能¹⁰⁴。然強則¹⁰⁵當¹⁰⁶教¹⁰⁷矣¹⁰⁸。六條判官¹⁰⁹為¹¹⁰御¹¹¹か奴¹¹²。其身の姫¹¹³が御¹¹⁴。某¹¹⁵の娘¹¹⁶が御¹¹⁷。御¹¹⁸が御¹¹⁹。御¹²⁰が御¹²¹。御¹²²が御¹²³。御¹²⁴が御¹²⁵。御¹²⁶が御¹²⁷。御¹²⁸が御¹²⁹。御¹³⁰が御¹³¹。御¹³²が御¹³³。御¹³⁴が御¹³⁵。御¹³⁶が御¹³⁷。御¹³⁸が御¹³⁹。御¹⁴⁰が御¹⁴¹。御¹⁴²が御¹⁴³。御¹⁴⁴が御¹⁴⁵。御¹⁴⁶が御¹⁴⁷。御¹⁴⁸が御¹⁴⁹。御¹⁵⁰が御¹⁵¹。御¹⁵²が御¹⁵³。御¹⁵⁴が御¹⁵⁵。御¹⁵⁶が御¹⁵⁷。御¹⁵⁸が御¹⁵⁹。御¹⁶⁰が御¹⁶¹。御¹⁶²が御¹⁶³。御¹⁶⁴が御¹⁶⁵。御¹⁶⁶が御¹⁶⁷。御¹⁶⁸が御¹⁶⁹。御¹⁷⁰が御¹⁷¹。御¹⁷²が御¹⁷³。御¹⁷⁴が御¹⁷⁵。御¹⁷⁶が御¹⁷⁷。御¹⁷⁸が御¹⁷⁹。御¹⁸⁰が御¹⁸¹。御¹⁸²が御¹⁸³。御¹⁸⁴が御¹⁸⁵。御¹⁸⁶が御¹⁸⁷。御¹⁸⁸が御¹⁸⁹。御¹⁹⁰が御¹⁹¹。御¹⁹²が御¹⁹³。御¹⁹⁴が御¹⁹⁵。御¹⁹⁶が御¹⁹⁷。御¹⁹⁸が御¹⁹⁹。御²⁰⁰が御²⁰¹。御²⁰²が御²⁰³。御²⁰⁴が御²⁰⁵。御²⁰⁶が御²⁰⁷。御²⁰⁸が御²⁰⁹。御²¹⁰が御²¹¹。御²¹²が御²¹³。御²¹⁴が御²¹⁵。御²¹⁶が御²¹⁷。御²¹⁸が御²¹⁹。御²²⁰が御²²¹。御²²²が御²²³。御²²⁴が御²²⁵。御²²⁶が御²²⁷。御²²⁸が御²²⁹。御²³⁰が御²³¹。御²³²が御²³³。御²³⁴が御²³⁵。御²³⁶が御²³⁷。御²³⁸が御²³⁹。御²⁴⁰が御²⁴¹。御²⁴²が御²⁴³。御²⁴⁴が御²⁴⁵。御²⁴⁶が御²⁴⁷。御²⁴⁸が御²⁴⁹。御²⁵⁰が御²⁵¹。御²⁵²が御²⁵³。御²⁵⁴が御²⁵⁵。御²⁵⁶が御²⁵⁷。御²⁵⁸が御²⁵⁹。御²⁶⁰が御²⁶¹。御²⁶²が御²⁶³。御²⁶⁴が御²⁶⁵。御²⁶⁶が御²⁶⁷。御²⁶⁸が御²⁶⁹。御²⁷⁰が御²⁷¹。御²⁷²が御²⁷³。御²⁷⁴が御²⁷⁵。御²⁷⁶が御²⁷⁷。御²⁷⁸が御²⁷⁹。御²⁸⁰が御²⁸¹。御²⁸²が御²⁸³。御²⁸⁴が御²⁸⁵。御²⁸⁶が御²⁸⁷。御²⁸⁸が御²⁸⁹。御²⁹⁰が御²⁹¹。御²⁹²が御²⁹³。御²⁹⁴が御²⁹⁵。御²⁹⁶が御²⁹⁷。御²⁹⁸が御²⁹⁹。御²⁹⁹が御³⁰⁰。御³⁰⁰が御³⁰¹。御³⁰¹が御³⁰²。御³⁰²が御³⁰³。御³⁰³が御³⁰⁴。御³⁰⁴が御³⁰⁵。御³⁰⁵が御³⁰⁶。御³⁰⁶が御³⁰⁷。御³⁰⁷が御³⁰⁸。御³⁰⁸が御³⁰⁹。御³⁰⁹が御³¹⁰。御³¹⁰が御³¹¹。御³¹¹が御³¹²。御³¹²が御³¹³。御³¹³が御³¹⁴。御³¹⁴が御³¹⁵。御³¹⁵が御³¹⁶。御³¹⁶が御³¹⁷。御³¹⁷が御³¹⁸。御³¹⁸が御³¹⁹。御³¹⁹が御³²⁰。御³²⁰が御³²¹。御³²¹が御³²²。御³²²が御³²³。御³²³が御³²⁴。御³²⁴が御³²⁵。御³²⁵が御³²⁶。御³²⁶が御³²⁷。御³²⁷が御³²⁸。御³²⁸が御³²⁹。御³²⁹が御³³⁰。御³³⁰が御³³¹。御³³¹が御³³²。御³³²が御³³³。御³³³が御³³⁴。御³³⁴が御³³⁵。御³³⁵が御³³⁶。御³³⁶が御³³⁷。御³³⁷が御³³⁸。御³³⁸が御³³⁹。御³³⁹が御³⁴⁰。御³⁴⁰が御³⁴¹。御³⁴¹が御³⁴²。御³⁴²が御³⁴³。御³⁴³が御³⁴⁴。御³⁴⁴が御³⁴⁵。御³⁴⁵が御³⁴⁶。御³⁴⁶が御³⁴⁷。御³⁴⁷が御³⁴⁸。御³⁴⁸が御³⁴⁹。御³⁴⁹が御³⁵⁰。御³⁵⁰が御³⁵¹。御³⁵¹が御³⁵²。御³⁵²が御³⁵³。御³⁵³が御³⁵⁴。御³⁵⁴が御³⁵⁵。御³⁵⁵が御³⁵⁶。御³⁵⁶が御³⁵⁷。御³⁵⁷が御³⁵⁸。御³⁵⁸が御³⁵⁹。御³⁵⁹が御³⁶⁰。御³⁶⁰が御³⁶¹。御³⁶¹が御³⁶²。御³⁶²が御³⁶³。御³⁶³が御³⁶⁴。御³⁶⁴が御³⁶⁵。御³⁶⁵が御³⁶⁶。御³⁶⁶が御³⁶⁷。御³⁶⁷が御³⁶⁸。御³⁶⁸が御³⁶⁹。御³⁶⁹が御³⁷⁰。御³⁷⁰が御³⁷¹。御³⁷¹が御³⁷²。御³⁷²が御³⁷³。御³⁷³が御³⁷⁴。御³⁷⁴が御³⁷⁵。御³⁷⁵が御³⁷⁶。御³⁷⁶が御³⁷⁷。御³⁷⁷が御³⁷⁸。御³⁷⁸が御³⁷⁹。御³⁷⁹が御³⁸⁰。御³⁸⁰が御³⁸¹。御³⁸¹が御³⁸²。御³⁸²が御³⁸³。御³⁸³が御³⁸⁴。御³⁸⁴が御³⁸⁵。御³⁸⁵が御³⁸⁶。御³⁸⁶が御³⁸⁷。御³⁸⁷が御³⁸⁸。御³⁸⁸が御³⁸⁹。御³⁸⁹が御³⁹⁰。御³⁹⁰が御³⁹¹。御³⁹¹が御³⁹²。御³⁹²が御³⁹³。御³⁹³が御³⁹⁴。御³⁹⁴が御³⁹⁵。御³⁹⁵が御³⁹⁶。御³⁹⁶が御³⁹⁷。御³⁹⁷が御³⁹⁸。御³⁹⁸が御³⁹⁹。御³⁹⁹が御⁴⁰⁰。御⁴⁰⁰が御⁴⁰¹。御⁴⁰¹が御⁴⁰²。御⁴⁰²が御⁴⁰³。御⁴⁰³が御⁴⁰⁴。御⁴⁰⁴が御⁴⁰⁵。御⁴⁰⁵が御⁴⁰⁶。御⁴⁰⁶が御⁴⁰⁷。御⁴⁰⁷が御⁴⁰⁸。御⁴⁰⁸が御⁴⁰⁹。御⁴⁰⁹が御⁴¹⁰。御⁴¹⁰が御⁴¹¹。御⁴¹¹が御⁴¹²。御⁴¹²が御⁴¹³。御⁴¹³が御⁴¹⁴。御⁴¹⁴が御⁴¹⁵。御⁴¹⁵が御⁴¹⁶。御⁴¹⁶が御⁴¹⁷。御⁴¹⁷が御⁴¹⁸。御⁴¹⁸が御⁴¹⁹。御⁴¹⁹が御⁴²⁰。御⁴²⁰が御⁴²¹。御⁴²¹が御⁴²²。御⁴²²が御⁴²³。御⁴²³が御⁴²⁴。御⁴²⁴が御⁴²⁵。御⁴²⁵が御⁴²⁶。御⁴²⁶が御⁴²⁷。御⁴²⁷が御⁴²⁸。御⁴²⁸が御⁴²⁹。御⁴²⁹が御⁴³⁰。御⁴³⁰が御⁴³¹。御⁴³¹が御⁴³²。御⁴³²が御⁴³³。御⁴³³が御⁴³⁴。御⁴³⁴が御⁴³⁵。御⁴³⁵が御⁴³⁶。御⁴³⁶が御⁴³⁷。御⁴³⁷が御⁴³⁸。御⁴³⁸が御⁴³⁹。御⁴³⁹が御⁴⁴⁰。御⁴⁴⁰が御⁴⁴¹。御⁴⁴¹が御⁴⁴²。御⁴⁴²が御⁴⁴³。御⁴⁴³が御⁴⁴⁴。御⁴⁴⁴が御⁴⁴⁵。御⁴⁴⁵が御⁴⁴⁶。御⁴⁴⁶が御⁴⁴⁷。御⁴⁴⁷が御⁴⁴⁸。御⁴⁴⁸が御⁴⁴⁹。御⁴⁴⁹が御⁴⁵⁰。御⁴⁵⁰が御⁴⁵¹。御⁴⁵¹が御⁴⁵²。御⁴⁵²が御⁴⁵³。御⁴⁵³が御⁴⁵⁴。御⁴⁵⁴が御⁴⁵⁵。御⁴⁵⁵が御⁴⁵⁶。御⁴⁵⁶が御⁴⁵⁷。御⁴⁵⁷が御⁴⁵⁸。御⁴⁵⁸が御⁴⁵⁹。御⁴⁵⁹が御⁴⁶⁰。御⁴⁶⁰が御⁴⁶¹。御⁴⁶¹が御⁴⁶²。御⁴⁶²が御⁴⁶³。御⁴⁶³が御⁴⁶⁴。御⁴⁶⁴が御⁴⁶⁵。御⁴⁶⁵が御⁴⁶⁶。御⁴⁶⁶が御⁴⁶⁷。御⁴⁶⁷が御⁴⁶⁸

少く討るゝ者なきかりけり。那智新宮大衆軍に勝て見鐘を鳴り、平家軍傾て源氏第一給ふべき軍勢に神軍にて勝たりと、悦の時三度までこそ告げれ。和泉國住人に佐野汎橋と云有、大に法眼には獨也けるが、軍には負ぬ山に必殺て見つかり、内消息を書いて福率へ奉ければ、辰にまし給ひ水す候や、新宮十郎義盛、高倉宮の令旨を賜ひより、東園に下向して金比宇守を傍徳して平家を守る事らんとて、白旗白弓依に成源了間、那智新宮義盛に同意の由来て、大に法眼祐とぞ新宮源は伊勢で、一日一夜待てゝかども軍敗ぬ従用心有べしや候らんと急ぎけり。辛夷邊を廻遊、面目なーとぞ咲せられむ。大改入道は安からず、あほて、數あれ騎の軍兵を詰て福率より上洛せらる。

原本一本伊勢本ハ坂本鑑金率如白本佐藤本並云、夜に御越の爲櫛は立當意の身なりいか、河口にてか聞出けん、新宮十郎義盛こそ高倉宮の令旨賜て既に謀反を起され、御前新宮の名共は定て保式の方人をぞせんすらむ。湛君は平家の徳恩を天山に蒙りたれば、争かざ奉るべキ。矢一射歟て其後御ノ保司那智に付執行法眼止下郡全島勢一千五百余人佐せ本瀧倉本如白李^{作ニ二千余人}兵作り失会て、源氏の方は究^兵射水半弓の方には角ニモ射れと、互に矢叫の声混^合てもなく、鎧の鳴止陣もあく、三百歩程ニテ箭走れ、花^{作ニ}大江法眼湛君ハ^{此云見法眼蓋因刻行}大江法眼未^知何人、家子郎等多く討せ、我身手爲^{作ニ}見^即命生つ、泣^之李宮へニモ帰上りけれ。湛君私脚^以て、高倉宮徳謀及の由節に放焉あり云々。

長門本云、此宮の傳謀及疾跡^ハける事は、他種本宮より聞えたりけるとぞ披瀝^一ける。其故は節智と新宮とは義盛をほざく大おとす。本宮はキ幕方にて合戰一けろ程に、本宮負にナリ、其様りと大江

法榜、高坊^ハ榜、正寺主、權寺主等夜を日に絶て馳上て、大上人道に訴申けろば、宮の人を首を賜て云々。義種^ハ功記云、高倉宮誘団の源氏へ令旨を賜はんとするに、誰をか徳使^トと遣^{ハサウベキ}とぞ擇はせらるべ、前延尉為誠が末子に陸奥十郎義盛、今は花人に補任せられ行ゆと改名^ト、幸ひ立承すれば、彼に^ハはす^トとぞ、急き行あと召せ、審事と佈明され、東國の源氏への令旨を賜りけりが、行家大に悦び、即刻御と立て近^ハに美濃を治のほ民多に觸^ハ、伊豆、下都^ハ輕羽^トを令旨を捧^ハて^シる。^シて行家は元來無智才の男にて、宿^ハせぬ然強弱當數與か勇^ハ六傑判官^ハ義か娘^ハ、其身の姉弟^ハ、御子^ハ下らんとする時、暨に御宴^ハを盡^ハ、此度高倉宮の令旨を賜り、園車、下^ハ屋^ト、遠^ハからず^ト園車^ハ上^ハ仕つべ^ト、御詩^ハ年來の家人を催^ハ、御の用意一絞^ト申^ハせければ、那智新宮の者共、寄合^ハひそめきけるを、平家^ハ御の御本宮大江法眼^ハを同出^ト、源氏^ハ加權する奴共、討取^ハ入道^ハ徳恩^ハに預かれ^トて、法眼躬^ハ兵卒を卒^ト、那智新宮^ハ御寄て令^ハ戦に及び、些^ハ御^ハ湛君^ハかのう^ハ御馬^ハて平家^ハ下^ハ御^ハはれ候^ス。

鎌倉紀云、鎌達副高畠の葉榮^ハ被^ハ水^ト火^ト燒^ハか^ハ一^ハ脚^トが^ハ常^ハ在^ト、^トて^シるに^シて^シ年日^ト行^ハ來^ト置^ハるが、此度高倉宮の令旨を^シて、園車^ハ下^ハ折^ハ、熟^ハ密^トに申^ハ表^トけ^ハ、^ハの事^トて^シ宮の徳使^ト即^ハて、園車^ハ下^ハなり、年來の家人を下^ハ遣^ハさ^ハやき^ハれど、此事終^ハ傳^ハれ聞^ハて、平家^ハ御の御本宮大江法眼^ハを聞^キ、^ハあ^ハに^シ人^トす^ハも^ハ亡^ハえ^ハど、^ハ佐^ハ將^トと^シて、那智新宮^ハ御寄^ト令^ハ我^トに^シま^ハ、^ハ御^ハ湛君^ハかのう^ハ御脚^トは^シ由^ハ平家^ハへ^シれ^ハせ^ハる^ス。

平家物語云、^ハに^シ能^ハ御^ハ湛君^ハ手^ト實^ト恩^トの身^トが^ハ何^ト一^ハか^ハ聞^キ出^ハ一^ハた。新宮の十郎義盛^ハ、高倉宮の令旨^ハ賜^ハて、既^ハ謀反^ト起^ハす^ハも、那智新宮の者共^ハ宗^ハて^シ唐^トの方^トをせんすら^ハ、湛君^ハ

奉公の事にあらへるに參りたれど、いかで、取き參る。金矢一射かくと其機神へは細ひ申す。ひがひと
一千人を越す處へ來て、諸宮には、鳥居の前殿高坊の法眼、侍はる者無し。水屋、鬼の甲。前臂に棒
執行隊以下、彼等其勢一千五百人、闇つくり矢合にて、ほどの方にはとこそ、平家の方にはかくもいと、ひ
に矢さげびの声の足音もなく、鏑ありや障ちなく、三日の程にて終ひたれ。されば大江法眼也は、亦子郎
淨えく討たせ、終身牛負、辛き命へきつて多く、本宮へこそ墨リケル。

可詮云、新宮軍の事は、本宮大江法眼新宮源へ押寄せて、那智新宮の大衆争と餘ひを田四引等を懲
揚す。是を主家へ告知せたるなり。湛増は、今残したるにはあらず。一、京本平伊佐本八は本鎧金本
如日本佐望本長門本皆遠ア。義經記録念室記の文正キナリ。

○大江法眼の車不詳、東鎧元脅三年四月土日生捕の内に法眼行明無モ別あり。此行明は行命の車な
るべ。大江法眼の末跡を記せるものなし。大江法眼ヒ田四引等を懲揚とぞ取見トて一人と一たま御車。

○執行正寺司、羅眼法橋、執行法眼等皆不詳。

○鳥井法眼は行範ハ志を共す行快か不詳なり。行快は者歟の娘詔田殿の女房の薦めたり。娘のたつ田殿の女
房、唐快（教訓と曰ふ）に嫁し、唐快と結婚。後、唐快法眼行範に再嫁し、行快を妻めり。女房を鳥居程
尼といふ。東鎧元脅三年二月十九日傳云、其後、唐快法眼、參の國、竹谷蒲原兩庄、半百兵少佐、當庄根本者、
開発之領主故後成奉寄（彼山）之間、別當唐快令、次第之讓附。始為行快、後嫁前謹意宇
忠度朝臣、忠度於一谷（株）之後、為役官領、武衛令拜領（給）之地也。而領主女子令娘望于本夫行快
云早、愁申子細於駕車、可令安堵。件兩庄、若然有可憐（未未）、於行快子息（娘）、前此契約行快傳。

○御、回鶻卿、差遣使有（有）所、保（所）、上也。謂行快有、行範（男）為、玄條、近射禪門為、威外孫。於、酒家、其
好已異他、作本自重之處。此愁許出来之間、無尤加下知（会）。且、又待放神之故也。

○手大東義義久四年四月九日以、鳥居程尼所領紀伊佐望庄地頭職、尼一期之後、子息長詮法橋、可相
傳之。彼、傳出云、彼、程尼有六條近射禪門妹、故古大將家娘也。仍、令、下過、欲、南新地頭職（拾上言）

而、子息法橋行忠、長詮（名）皆、母命、押領當庄。刺史、兵乱之時、候、仙洞致、含戰、零落之後、猶、主恩寵
在之由、長詮（訃）訴申如此。長詮有抽閑東佈祈禱、忠（名）トアリ。

○可道云、新宮丹羽山藥師院東仙子ハ、六條判官為義の母、高羽鳥居禪尼、達也。本等阿彌陀
菩薩教主の像弘法大师の作可也。

○高坊法眼は取留、宍方院なるべ。高坊は三種村大字下三種に高坊といふ地名あり。寛延七年、高坊作頬
利と、傳宣山根恩子と歸す。此伽藍額、詩後那智へ移りしとア。坊と高坊といひ、宍方院は磨口の継ぎ、
此報恩寺と雲う。

四 川富湛増同意原氏一書

原平盛衰記卷云、湛増別當申けらは、源氏は殺すが無方なり。汝の代と成る事ニ之悦年（ナハル）。其間佐頬
利も湛増が左を親子で、其弟延祐義經、先般の付當たて木曾出討し、事承攻に下らるゝの由其間へ

三

平家又徳恩を天山に尋りたれば、いかでか反き奉つべき矢一射かせて其後都へ仔細と申すと、ひたかぶと
一子余人熟室の處へ發向す。熟室には、鳥居の法眼、高坊の法眼、侍には宇井、鎌本、水屋、鬼の甲、那智には
執行法眼以下、都合其勢一千五百人、聞づく矢合にて、源氏の方にはとこいれ、平家の方にはかくいれど、且
に矢かけびの声の急務もあく、鏑ありぬむ障りあく、三日程こそ戰ひたれ、されば大江法眼湛坊は、家子郎
争ひて討たせ、終身牛負、辛き命いまつて死ぐ。本宮へこそ墨りけり。

可苗云、新宮軍の事は、本宮大江源眼新宮源へ押寄せて、那日新宮の大衆争と戦ひ一を、田四郎等甚
うより、是を平家へ告知せたるなり。湛増は會戰一に於にはあらうべし。原本二本伊藤本ハ本鎌倉本
如日本傳望本長門本皆遺す。義徳記鎌倉史記の方正一きなり。

○執行正寺司、羅睺禪榜、執行清風等不詳。

御自他鮮善往來者也。謂行快者、行紀一員、爲玄條、性尉祿門爲威外號。於原籍其
好已異地、作本自重之處、此然訴未之間、無尤右加下納餘子、且又締教神之故也云々。
○末大東錢五久四年四月廿九日以鳥居禪尼所領紀伊佐佐莊地頭賦一尼一期之後、子息長詮法橋可相
傳之由被傳出云、彼禪尼有六傑近尉禪門妹、故有大將家姨母也、仍令下迎數箇新地頭賦乞
而合、其見説釋行慶長詮乞持垂命、押致當庄、刺玉草兵亂之時、候仙洞致舍我零落之後猶主靈處
庄之田、長詮勒許仲如此、長詮有抽引開東佈祈禱忠云々アリ。
○可道云、訢官丹鷗山黨原院東仙寺八方僧判官爲我的母高羽鳥居禪尼、建立也、本尊阿彌陀
菩薩觀音の像弘法大師の作焉と云々アリ。

○高坊法眼は那智寒方院なるべし。高坊は三種村太字下三橋に高坊といふ地名あり。寔に七堂伽藍あり。淳山報恩寺と號す。此伽藍額序後那智へ移りてといひ。坊を高坊といひ寒方院は唐口の號とき。此報恩寺と唐古の號なり。

四 別當湛增同意原氏一事

原平盛衰記頃卷二 淳博別當申けりは、源氏は我等が母方なり。伊豆の代と成大事を悦びけり。兵衛佐頼
朝も、淳博が為たは記さざり。英弟の犯歎義姫、佐助の代官にて木曾追討し、平家政に下らるゝの由其廻へ

お。國事の爲めに國を離れて出立するが、その間は我等の國事の爲めに心を尽して貢献する所である。其の上等へ平家を討せんとして、御殿に中陰で船に上り、大御門御三門にて立つて、御殿御正門にて御船と改めす。其故は御神事より御舟の子孫であるからだ。御舟の御子孫が御舟の子孫であるからだ。御舟の子孫が御舟の子孫であるからだ。

九郎太夫判官義經の處の處の昔相手で「國東へ下向むか」梅原加護院に縁つて腰城に國を居て鎌倉
に住人する。某年牛頭山寺井寺上風に起程文を書くと度々遣せられた。其用に於けず、力及ばず即ち上向ける
時、相手に三弓弓を身に付けて足の内に和琴の餘(とて薄緑の鍔を附)せらるゝ。延久四年六月廿日夜相模國吉備
十郎善成同士の時常加護の為被強き討ける時、翁相馬守行家が手ぬぐひを車鍔の木刀と得て有りて小室思程に
敵とぞ討たうする。然る力は九郎判官の腕既に倒せられ一矢了縁となり鍔、首の膝を墨なり。
カク君我翁替に翁相馬守大刀小刀を宝ねり。一矢了縁となり鍔、首の膝を墨なり。

と賜りけり。其後別當仰けらば、此太刀は一年九郎左衛門官義経不曾を正封の為上洛一途時、祈禱の為攬
現に納給よた刀なり。又余見仰たう侍の御持之等、此侍參らせたると考へ、終焉一拾方前五寸とあり。
本吉追討の時より一丈は相違なれど、或種々隨せば水を度量取て重り、其庫錢里繩を以て二段とし、義経の
納めに於て二種とし銀の物なり。

百殊抄云、後漢四年十月六日、延壽別子湛持謀反、抑殺山帝、經可追封之。由宣下
原平盛衰記、淳熙七年三月十七日、伊萬國夷王歸、六月、羅仁易狀、上摺、云、ヨシ、西國往來、東國亡與力
一、平亦之首、委之申矣。又聞元、有、不、無、事、富、田、部、淳、平、湛、持、西、部、商、行、申、道、一、惟、薄、氏、湛、快、子、又
意、ほ、氏、已、下、即、新、官、の、衆、往、支、庫、の、事、下、私、主、保、花、法、を、給、之、東、夷、に、所、す、る、由、被、病、あり、
右異語、詳見千第十三卷湛持同

「三毛蟹、昆蟲、かくし人へ来て
馬鹿に同る。」聞えり。

高麗舊傳之傳書也。以心志而西一往焉。云。
王滿。況某年九月六日條云。傳聞他壁別房滿等。記於東了云。申刻考文院入夜歸來。鑑西課
及殊甚。勦他壁。御元帥。怨敵。已和平。同心欲訪。防歎。一復能之。且留備中國。望申兵糧。未云。
同九月傳云。傳聞。此肆一時。同所傳。彼種德。謂附使人。往。書札於院。是被向閩東。食非謀及之儀。
忘。八月就之。一進。

一

と賜りけり。其後別當仰ければ、此大刀は一年九月在大利官義経、本當を追討の為上法一揆祭時、祈禱の為懸現に御持てた大刀なり。天下を見知りたる侍と傳へまし。此傳考らせたると雖、故而一揆を起すとあり。本當追討の時といふは相應あれど、義理を難せば水太刀は正しき事。左庫鑑定書卷の二様と云。義経の御内一に也。二様とも銀の刃なり。

百殊抄云、治承四年十月六日、伊豫別守湛秀謀及御殿山童住一可、追封之由宣下。
源平盛衰記、治承五年二月十七日、伊豫國守り毛勝ありて、六海羅に易狀を授て云々。三四、四國住人悉く東國に興力
一之、平家を指き奉ることなり。又聞えけるは越後別當田郡江戸湛秀、田部守修田道、姓藤氏、湛快子、又
段意保氏。已下即ちの新官の衆徒、支權十津川の草に立て、伊花法を以て東夷に居する由被瀬あり。

京都本多同廿二日宇佐大官司公函早馬を立て申すは、菊池至内和博等諸方三郡往來にて、皆平家を
皆て太宰府の下知隨はずと申たる。又伊豫の河野也かにて、而もあ焉とも無體の別當甚馬下皆幸
事を皆て原野に心を西一ヶりら。

三

七日大、重、六、心、一、欲、五。

奉何公不可有僞書。山中亦不宣。審有急難。
王國養和元年七月十四日傳云。傳聞此甚驚。而
其子傳云。傳聞此甚驚。而

旅脊山
一同及了却寒處春山。因之移盤御內。追討使下向之。作下了。行
原平盛衰記卷第四十三。伏地望天。傷懷泣淚。八賴朝衣。外戚娛聲也。按此云伏地者。輕羽外戚也。明據唯欽。故伏地者。輕羽外戚也。而系所謂故矣。乃快耶。然而系
是爲我女器也。有四子。就中曰。洪博才學優長。而其弟三子。一曰。淳于。實惠快子也。所謂故矣。乃快耶。然而系
國無處狀。鄉無遺之文。可從。不復顯矣。則洪博為賴朝外征兄弟也。又授至同該。懷筠。實。孫。有。義子也。據此
則洪博。名賴朝。泊。筠。矣。年未半。卒。子。孫。繼。之。前。謫。也。左。一。子。少。也。國。中。憲。序。成。三。志。也。憲。子。一。人。皆。子。
未。詳。考。蘇。
後。繼。而。之。今。實。季。家。之。孫。人。事。也。者。歸。之。忘。也。之。似。有。如。何。有。入。人。力。及。事。
仁。有。崇。神。冥。魄。之。任。之。一。之。因。部。之。款。堂。之。而。臨。時。之。精。神。樂。之。紹。之。明。神。巫。之。而。白。白。鷗。牛。白。鷄。之。附。之。
悲。博。是。信。也。す。同。新。宣。德。明。之。亦。ま。手。手。白。ま。は。儒。教。と。て。七。壽。の。鴉。を。合。け。白。素。鷗。白。鷄。を。見。て。一。高。山。走。内。
社。近。新。血。渦。

か其儀様となつて、白鷺の赤鷺也。是と以て機魂の傍前に、勝負のせりあひを爲す。皆負
て、此に付く。さて、此は、伊氏一參らんと思定され、去るに、門の前共相候。又御本云、第二人等接ひ。此甚しき事
なり。而今其勢ニ至る。二前金綱六郎に取來者、五郎の孫正綱。又御本云、柳に石に乘せ置せ。顔のよいかみ
には、金剛まきこ、意拳で、檻側へ寄るを見て、ほほえみゆ。共に拜一奉る。又其船は、方舟の方、附け船。平
家、大いに興覺こそ見らる。

平家物語 墓舎合戦の條云、寔に御体の國の侵入を破却する儀均へ平家の靈廟が身ぶりが忽に心膂の
手が一矢考る。徳キヘが參らんと思ひけるか。先田山の新築壇に七日参詣し、伟神坐を奉て權限へ祈請申し
ければ、白鶴にけり。伟神坐宣布が終、瑞應となり奉らせ。白鶴七つ不吉鶴七つ、是を以て權限の神
前にて勝負をせさせた。あき乃一足陽が、勝負をして此に付しに附り、十三日間へ參らんと思ひ定めた。
さる程に一門の石舟御傳、御免其事ニテ秀丈ニ而後復の升殿を取次り。若年より伟正体を仰に誅せう

奉司公不可有僻事。三三此申狀不重(審力)充多欺云之。

三

か共、猶疑をなへはせで、白鷗せつ赤鷗せつ、是と以て提携の儀前に、腰脣をせさせける。赤鷗一つも勝ず、皆負
てそ(川)に下る。ナニモ倭氏一參らへと思定けれ。去程に一門の若者相送、草部本云、第二人争甚き服、船甚き携
経者長櫻法物、萬事流仰上空寺主と
云々。都合其勢二千余人、三百余艘共船に駆來者、五子の御正體結附毒り云、舟に乘せ候也。旗のよこかみ
には金剛童子を畫奉て、蘆舡アシツヨウと見て、ほほも年未だ共に拜一奉る。されば此船は我方、附十数舟、平
家」と興嘆えて、ぞ見らるやう。

長門本云、其種御事甚博は御方へも參り、平亦大方へも參るべきとためひるが如御宿に仕せ奉り、田口の御宣にて御神樂一けるに、並註宣一て申けらば、白鷦は白旗に附と申しけル兵、港等獨用ホー、赤鷦七つ白鷦七つ取金を、自は序もむる、赤は平家の方とて、社頭にて食せけるに赤鷦は一鷦もつかはず、圓にナリ、此上に綴竹なーとて、衣冠王子の御正体下り奉りて、柳の枝に附奉りて、旗文には金剛童子俱利加羅明王を畫奉り、二萬金艘の舟船と湖で、田口の屢々ト漕來て、係毛に加はる、内陸西面而信、一千余騎の軍兵を率いて、伊勢國より馳來りて、源氏に加はる。勢り甚だ、左近力官など、力附て、入替る。其の兵共を攻げ小半、平遂ニシテ、すーて屋島の城を引退シ。

世祖之信物。金印。玉帶。玉書。奉之。懷之。寄之。見之。深以平素。也。拜奉之。下此般
係。方。行。才。小。第。半。解。半。解。半。解。半。解。半。解。半。解。半。解。半。解。
東。鎌。元。年。三。二。日。才。傳。云。總。帥。高。氏。為。公。力。子。氏。同。役。高。今。日。風。雨。洪。中。云。同。二。月。六。日。傳
云。參。守。自。西。漢。沒。然。於。云。云。次。總。帥。高。治。將。旅。壯。引。繼。兼。上。討。使。去。比。漢。諸。國。今。又。可
入。元。國。之。由。布。其。陣。四。國。事。有。義。授。奉。之。大。州。事。有。氣。取。奉。之。處。更。又。被。抽。如。些。軍。正。當。失。身。之。面
目。已。似。無。他。立。勇。士。人。之。所。思。尤。為。耻。云。同。土。日。傳。云。被。退。參。州。徒。逐。報。湛。增。廢。物。事。無。其。实。
之。由。被。裁。之。云。々。

尋善平家小兒云事

壬午盛衰記文治元年三月廿七日、侍従忠房前を舟制射寒元が預りたりける。跡跡の力にて首を斬。一本侍従李云忠房は八島の軍より傍て行未し招すおほびが宗重を馳て易夫の城にて謀らねば。是を聞て乎家に志思ける。盛茂忠光是秀是家以下の兵長附奉の奥原一かば伊賀伴助力一本云、頼重のいわゆる御子山城の住人等を西園の住人等我と馳集る。究竟の名共數百騎捕戦たる由原元一かば、無聲劍音邊急破より仰を夢て、兩三日が間八個度寄て攻め、城内の兵共、命を惜まず防げば、毎度に彼方追敵を大無聲而致を盡て討火にけり、無聲劍音邊急入御側を奉て、萬國揚聲急義の事、兩三日が間大簡實

寄て攻めず、不共戴天の兵長、命を惜まず、防ぐ間、數度三圍をされ、敵をせんじに及ぼす。近國三箇國を絆み、
攻めへきの由守たりければ、鎧金敵、其傍國の魯人の類をもつて、稍鄙所の凶徒は定てあら、山賊は、
唐
山賊あ、賊をひく守はて、城口と國て守るべしとて宣けり。其定行たりければ、実も後に人々も

臣方へ行かば平定す。まことに見らるべ。東鑑元晉三年二月丁巳條云。能知別當港塔爲全力厚民同恵之由。今日風雨浩博。同三月九日條云。多の守自西海被獻狀云々。次二條別當港塔依廷尉引級。兼追討使去比度諸山周。今又可入九國之由。有其聞。四國事有義理奉之。九州事有犯賴奉之意處。更又被抽如第三單。壓唐失身。因是。以無地之萬士人之所思尤為耻云々。同三月傳云。被謀奪州縣逐割。則歸藩者。事一也。

三
尋害平家小兒云之事

江戸盛衰記文治元年十二月十七日、侍従忠房、前を舟脚射実元が預りたりけると、助賀の刀にて首を斬。一本佐世平云、忠房は八島の軍より歸て、行未山知すおほせ一が宗重を馳て湯棗の城三で、餘られけり。是を崩て半弟に不思ひる。盛茂中老是法、筆家以下のか兵、附奉の由潤一かば、洋賀伊弉の一本云、源連の内小林西園の住人也しくとて集まる。究竟の所共數作五百騎槍、或たるの由潤元一かば、能登別名溝倉敏より仰を蒙て、兩三月が間、八箇度寄て攻め、城内の兵士、命を惜まず防げり乍、毎度に御方退散され、能登守教を盡て討しにけり、能登別名鑄倉敏へ面識を奉て、唐國湯棗合戦の事、兩三月が間に八箇度

（略）

八日未時本多吉本守源平云、忠房、左守平厚源平云、八島の軍にかけ放水、湯浅宗光を殺人で云。八日本云
引弓を伊國にあす、湯浅宗光を殺く。八島もあす。弓も。湯浅宗光を殺す。伊國に申すれば、云はとて忠房に
仰て湯浅をこそ攻められ、湯浅へ究竟の城廢せられ、輪溝へき様もありけり。仍浦と湊とを指塞て
其標攻に攻めれば、湯浅流石忍強あや寛さん。丹後守經湯浅に向て云々。

長門本云、小松松の佈を見立人あけけり。此役にて林草が水合て、赤手に火を落とすあけけりが濱攻
國八島の城にあて、行方も知らつるが、紀伊國住人湯浅宗重加賀に後を給う。平吉侍鹽次裏偶を
人とも附たらけり。是を聞て、今泉守伊藤守太和山城守が伊勢人ア朗に隠れたりけり。平吉の
家人共、一人二人參集ひる程に五百余人計たり。鎌倉御聞召て、成良紀伊國に越て御所壁と云所に
陣を取て机へたり。此上巣候父子に仰て攻らる。湯浅には究竟の城あり。岡村若狭岩村の城とて三
國守より復城の内志持、城に五百余人捕致、此外湯浅が父子御事政を知す。中止も湯浅が賜。神
崎坂太、余井庵左衛門、細川義重、源氏三郎、宗良親と云ふ人、秀千
の義兵、源氏たち間、織く攻防隆々、櫻鷹移改切たる等、木立町大衝門、木立町大通、木立町大通

前鳥越を射面下た。是と寄手の兵共、見て進路はす、總て三月の間八箇段の戦に、總勢侍郎等は
下多く討小にけり。甚ば鎧念ねへ申けりは今は官兵の力不足て候、甚ば計にて叶ふべからず、候國
セモ四恩同國寄せ給て、御官長もて放候べきかとぞ申けらる。

西山一本佐也本に、總勢別當と有て姓名なし。○また東守本年絵本に、志房、八島の軍にか
けぬされ、此立六年の宿禰守の實のといふ處にあり。一ノ子とあり、ヒ社譲あり。志房は平家滅亡の年
則元治三年三月（文治と改元）十七日折りやあり。さらば立六年とあるは、立六年の譲にや。
○長門本、湛快父子に仰て攻らるゝとあるは、湛快の邊に在る。湛快は義安三年入滅せり。また
成良に仰て攻らるゝと成良、官姓見らず、八島生焉の内に、阿波源氏大夫成良あり、又侍従
成良あれ。是事にはあがへ。

右大守家の廢止状

諸州八島令義之刻、佐長那加勢に越、義羅至本を沖め也。且又金剛を子の侍旗をね
持御布脇利一故、威入仰て向後御宣承又新命を御道言

元暦二年八月 潛場

可治云、百孫抄ニ治承四年十月六日、總勢別當、湛場とあると見れど、此時既に他に浦佐姓
小たる號有りしあらん。總勢別當浦佐姓と見れど、第セ一代湛場（湛快二男）後鳥羽院文治と年、總勢
治承十二年とある。達久九年までは湛場別當浦佐ありし事也。また東守本年大目傳人

叙法原とあり。田四安郡氏泰國三、文治三年浦佐後上落りて、義羅に金力別當を放さるとあるは、文
治年間なるべし。さらば治承十二年と一つはあらぬやうなり。また或説に曰可院の傳により、總勢別
當妻帯する事となり。故與別當は六條別當為義の娘、田院の姫と、片山室にありと嫁る。其
故に也湛場ハ又安三年春田院に住ひ、湛場ハ片山里假庵山に新築十二社壇院を造営す。本宮
に同トヒアリ。此説にあらず。為義娘夫は、一め田四の地にあり。また田四新築十二社壇院は
湛場別當の勅請せし。下中不詳。

六 田島 開鷦神社、事

開鷦（元鷦舎）神社、傳云、勅請の證觸不詳。昔自河法皇より上の緒代、天子總體侍奉等
から一に、其後總體侍奉山中出溪の所施置學くて、行幸を恵み奉りし故、此所ト三所推
現を備勅請有て、三山御參詣に緒起り有一由なり。

○或記ニ云、總體侍奉平城天皇、花山法皇、白河法皇、極院三山三度、鳥羽法皇三山八度、後
白河院本宮三十四度、新宮那智十五度、後鳥羽院は建寶元年辛酉閏正月二十日後鳥羽尊御
御建物の同年十一月三十日上皇總體侍奉の同年八

前を絶て射ゆ下たり。是と寄合の其夜、是て進兵はす。總て三月の間八箇所の戦に、總て待郎等以
下多く討小にする。是の譲食飯へ申けり。候今は實兵め力不足で候。湛場行には叶ふべからず。候國
とも四箇所の勝ちを経て總軍長をもて攻候べし。かと申けらる。

一本の勝半に被破則勝ありと姓名す。また某寺本に、忠房ハ八島の軍にか
せねば此立六年の宿備等の實向といふ外にあ侍一ヶとある。と社撰あり。忠房は平家滅亡の年
則元治三年三月（文治と改元）十七日斬られたり。さらば立六年とあらば、立六日の誤にや。
の長門本、湛快父子に侍て攻らるとあらば、湛快の没りをらん。湛快は承安三年入滅せり。また
成良に侍て攻らると成良官姫見えず。八島主高の内に、阿波民部大夫成良あり、又侍従
成良あれ。共是争にあなかつべ。

右太守家の廟状

證物八島全戦立刻、備兵加勢に錫。義經至末尤御妙也。且又金剛童子の持旗をね
時御布勝利一級威入仰也。向後武運永久祈念を候。謹言

元治二年八月

湛

場

宿

上

年

朝

判

可也。而經抄に治承四年十月六日總建前別院。湛場とある。是れが事。此時既に化に浦生せり。
此より當よりしてかん。破據別院神社と見るに。第せむ湛場（湛快ニモ）後鳥羽院文治二年神社
治承五年とある。余達文治九年あれば湛場別院はありし事也。また承安文治三年九月廿日御入

叙法原とあり。田四安部氏系圖ニ文治三年浦住後上落にて義經に金力別院を放さつとあるは、文
治年間なるべし。さらば治承十二年と云ふは唐うやうなり。また或説に白河院の傳により、總建別
院妻帯する事とす。故興別院は六條別院為義の娘三田院の姪とて、片山室にあらず。妻の三田院
故に也。湛場ハ文安三年春田四に住む。湛場ハ片山里假庵山に新總建十二社權院を造営す。本宮
三同トアリ。此說にあれば、為義娘生は、一め田四の地にあり。また田四新總建十二社權院は
湛場別院の勅請せし也。不詳。

六 田四白河院鷦鷯神社、事

鷦鷯元鷦鷯会といひ神社、傳云、勅請の證鷦鷯不詳。昔白河院直臣より上の緒代天子總建緒幸等
令に、其後總建跡片山中止溪の所施設甚多くて、行李を恵み奉りし故、此所に三所擅
業を勅請有て、三山御參詣に緒代有一由なり。

○或記に云、總建緒幸有平城天皇、花山法皇、白河院、極院三山三度、鳥羽院三山八度、後
白河院本宮三十四度、新宮那智十五度、後鳥羽院は建替元年辛酉閏正月三十日後鳥羽天皇
總建端の同年十一月三十日上皇總建緒幸の同年三月壬申二日立修明門院御總建端の同年八

三

（山内）に鬼出といふ事あり。是は山賊の猛き者で、面こぼり、あどろの後でかみた
し、シトクリ恐ろければなり。近きわたりの村屋も折々入り、また旅人をとがひやかし、狗
を廻りあやすたり。寔に武田三郎（湯川系譜には源即とあり）といふ人あり、甲斐守氏なりける
が、いかなる故に、零落て此湯川に住むる。元来武勇有て健一くたばり、ある男之女は、此處の
平簡で、ひで才討取はやと心支度して、女の絆疋に詣づさきて、夜ひき殺さ、太刀を下に投げ
革び、平井（湯川系譜には即争平井掃部とあり）といふ浪人一人を下婢の十まで、袋に拘と
入て刺せ、路に陥ひゆく、勝月夜のあほく一木に此れたりと湯行に果てて彼鬼出来、縄繩縄
をとらんと毛かうけたる、三郎衣脱捨てて、ひづとくみ、互にすまふとせが、はからず其儀合戻

へを落すにナリ、尚ほど其金で、既に三郎極思を賣て歸り、前をかんとなくあべぐまに、身は抜出で
弱ばが、ぞめりける。三郎詫ひあわて、二ほへかにせんと國を守る、然種機運を心中に命ず、祈り奉
リケラニ、不思議や彼大刀抜けて（湯川系譜には俗大刀からにかうて）前一が拔け後て、左ほ
をす、（りて）右手のとめて、左す（りと名づくとあり）右のは、さまに（い）まわるが、すりて、左手で三
郎が許に（とら）きければ、遂（さ）す鬼をおかせる。其間に、手舟も駆下りて共に鬼を討亡し、前を御
に登せけ小舟、ゆくと御（とて）公（こう）じめで、せ給ひ、此室の御（芳春寺社林内、奥に城を築く）
を賜はりける。彼太刀は、岩す（りと名づけて、奇の重音と一けひとかわら）。是を以て考ふるに、昔、此
城の往來、國造あつて、知らう。さて、武田三郎は、（よ）り（い）候（う）、芳春寺内、御の城に移りて、経
湯川と號せ、一而え、子孫承えて後、甲斐守越ち山に本城を築く。芳春寺泊田里莊上、翠山などに支城あ
り、十万石と領して十二代正相続きけりとぞきく。
○故木和歌集に、中宮亮仲、室益望へ考りけつた事一例。後於「鷺のゐる三郎志郎」と云は
まゆらにかきよあむ。

又云、此地爲堪快の時（堪快ハ左原宮方御良の御間、其御事も希故、嘗て右近三所推進以此地に勧請）と號す。堪快の子堪鷦（シカ）といふ、故めて當所に住居す。人呼びて田邊町（タヘンマチ）といふ。

○ある市事ト云、開鶴神社祭神伊弉諾尊、由緒允恭天皇八年九月廿日御靈籠御社うち御詩、其後左京寒房の蘭舟（ラントウ）望御事奉被曾御、堪快の時、同神社に授提（スルタヒ）天照大御子（アメノミコト）以下十二神也更に又勧請、一御鷦鷯（シカ）と稱す。堪快の子を堪鷦（シカ）といひ、故てに住居す。呼公（ハコウ）と別名と云ふ。

月廿四日上皇御無壁宿の建保三年甲戌三月八日修明門院御葬奉山ニ佐弓周道の同年九
月二日上皇御葬奉山ニ同三年乙亥十月八日今晚上皇御葬奉山無壁宿山○四年丙子八月
上日直主令始無壁宿移進仍御幸大傳御同修明門院同前十六日今晚上皇御葬奉修明門院
御金壁宿奉山無壁宿の周由年一至九月三十日ニ皇御修明門院御葬奉山○同年十月十六日
上皇御葬奉山無壁宿入治の周由年戊寅十月九日今晚上皇御葬奉山無壁宿○承久元年己
卯十月十六日上皇御葬奉山無壁宿御葬宿のまた後嵯峨院八寶院三年戊申三月十一日上皇御葬奉
無壁宿御前大政院以下考之の建長三年庚戌三月十一日上皇後嵯峨院御葬奉山○同七
年己卯三月十八日奉上皇居太室院奉山御葬奉。

可遠云、後嵯峨の平陽川系譜にあり。其概要ある書云。昔此岩神山（建中寺首山）陽川に立つ間の
深山幽谷）に鬼出といふ事あり。是は山賊の猛き者也て、面こぼり、あどろの坂をふぐみた
し、ひみとく恐ろしければなり。近づわたりの村屋も折々入り、また旅人をとおびやかし、物
を取りあやまけり。寔に武田三郎（陽川系譜には源郎とあり）といふ人あり、甲斐又は武奈り
がいかなる故か零落て此陽川に住む。元来武勇有て雄々しくたばからる男之れは、嘗て鬼
奉間で、此、持持坂はやと心支度して、女（能）薙にあらずさきて、衣のき波き、太刀を下に吊
筆は、平井（陽川系譜には井寺平井掛御とあり）といふ怪奇一人毛も下髪のナマトテ、袋に鉤を
入て威は、邊に隨意布く、腰月夜のあほく一帯、此わたりを陽行日果て彼鬼出走り、縱然地
をとらんと毛かうけりと、三郎夜脱捨てむづとくみ、互にすまるとせーが、はからず其傍谷底

へなん萬にナリ、尚ほどみ全て終た三郎殺鬼を取て神へ、前さかんと奉力をさぐるに、又は抜出て
鶴ばりぞありケル。三郎殺さうあわて、こね、かたせんと思ふ中も、無壁宿を心中に念ず祈り奉
りケド、不思議や彼大刀抜けて（陽川系譜には彼大刀がづらに取りて有一が抜け落て忘ほ
をすべりて立ち去るともて失すアリと名づくとあり）岩のはざまにとしまれるが、すぐり立て三
郎が許にとめきければ、速すす鬼を打かケル。其間に平井も駆下りて共に鬼を討亡し、前さかん
に登せければ、ゆく一キ手柄にて、公止めでさせ給ひ。此室の御（芳養荘林内梅に城を築く）
と賜ひりける。彼大刀は岩すアリと名づけて、寄の重宝と一ケルとかやう。是を以て考へて、若並
當時の往来園證焉アリと知ら。さて武田三郎は直ちに住一キ、若養荘内梅の城に移りて後、
湯川と號せ、ある、子孫承えて後、京府守山に本城を構へ、若養荘、田畠莊上野山などに支城あり、十万石と領て十二代正相続きりとぞきく。
の散木和弦集に中宮亮仲実無壁へ参りたるトホーかる。後於、鷹のねる三城若御ニ之ノ日は
えよの心にかきとぞきく。

又云、此別當は甚候の時（甚候ハ志原害方別臣の衣蘭、無壁宿奉書夢曾源也）三所擅視と此地
に勧請して就壁宿と稱す。甚候の子甚候と云、故めて當所に住居す、人呼びて田邊副房といふ。
〇ある事當に云、開鶴御社祭神伊弉諾尊事、由彌奈恭香五年九月無壁宿御社う御説、其後方
京害方の蘭成御別當奉書敷曾源、甚候の時、同御社に擅擬し、天照大御神以下土神を更に又勧請
一御鷹根と稱す。甚候の子を甚候と云ふ事に住居す、呼ひて田邊副房といふ。

○是事傳書云汝尋四年降朝伊豆國に旅立上り、あれ即監長を使者片々聞東の事手を招く由、博博
(伊方守六宗) 連射爲譖言之博也に好ひ有るが、加勢也と思ひけれど、辛亥重恩の身ゑは士卒の恩は乍年
もいかゞと深く因學し、吾自ら鷄を係手に擬り、鷄食せ脇負を見て、勝たらむかへ無力だと推祝の席前
に赤白の鷄を奉呈して鷄食せしむ一通りけり。赤鷄の方敵へト負て西方へ逃るれば、白鷄は勝時を行ふ。是
機知も深也とおほき一時は靈鷲五舉、今は何をか狐疑す乎、原キの味方乍りたりとぞ。是より均
金雅貞と号す。是によつて文治三年、越後四國を攻撃する時、別當徳清兵船三百艘二取參り、四國に
参りて義經に招かれて、——といふ。

師立候せながら其身は湯に立盡て帰氣する三の難事也。吉御子が追出され道にて主捕小荷を
拂られけり。とあり。此法子は深考の子應金也。朱文尚書も一説大約寧宗也。○太平記上巻延喜三年四
月(延祐興國元年)脇屋形が御物語の一下向の保(ひさし)と有種山(うすみやま)と號(ひこ)。千重の湧きあ過て
田辺の宿に亘(こしらへ)錦(きぬ)に四五日とあり。しづかの細(ほそ)い道へ到る。壁壁詫宮(かくくわうぐう)御
築(つき)立(たて)宮(みや)の御(ご)なるべ。次又東方韓(とうが)起の件(あとのこと)と同一(ひと)か。——高(たか)度(ど)入(いり)宮(みや)佛(ぶつ)。山(さん)本(もと)判(ばん)官(かん)。東西郎(とうざいろう)
西(にし)四(よん)郎(ろう)少(すくな)使(つかひ)人(ひと)也(や)。馬(ま)飼(く)眞(まこと)良(よし)於(お)刀(と)長(なが)刀(と)兵(ひょう)糧(りょう)等(とう)至(いた)るまで秋(あき)芳(よし)ら(ら)と奉(まつ)うけろ。○東方韓(とうが)起
の條(じょう)に陽(よう)城(じょう)府(ふ)司(じ)將(ま)軍(ぐん)方(かた)成(な)れ。蘇(そ)ヶ(が)敵(てき)並(なが)後(ご)に陣(じん)を繋(つな)ぎ。諸(しょ)國(こく)川(かわ)入(いり)宮(みや)佛(ぶつ)が城(じょう)を攻(こう)と一(いっ)けるを
阿(あ)唐(とう)入(いり)宮(みや)佛(ぶつ)。山(さん)本(もと)判(ばん)官(かん)。東西郎(とうざいろう)
モ(モ)か(か)だ(だ)ナ(ナ)セ(セ)ル(ル)と(と)有(あ)り。

七 武帝諱寢出生事

義経記云、義経の従商に貢えたり一人當の十の物のわたり。佐岐を尋ねたに天元堂、祝命の苗裔。中國白道隱の後胤。道隱公(忠平公)の三郎源輔公(源兼松)の三郎幕宗公(幕三傳後の一間也)。進封於朝代之元。原平盛衰記載の卷に之義経。子將軍家の末とす。實吉は忠信公の男。小源允太は師平公の子。義経當時の子とあり。道隱の後胤にあらず。文泰同上。小源。師平公三男。道隱別當。長枝。異子。櫻枝。次子。櫻枝。實吉。義経と有て之義経。義経の高祖也。源喜。源正。源喜。源正。義経の高祖也。また神葉。

三八

可追尋す。此ある古文と無いかなる事からならん。不審なり。萬國人民皆聞。(昭公) 通記と著て之聞。御社とは萬かず一なり。且此書様古文書の軸にあらず。明後雖前の風なり。允恭天皇八年九月勅誥
といふは僕「かず」、由緒を萬くせど、何人か捏造せしにや。

又傳すが、白河天皇又後白河天皇の特勅湯なる。一、年曆不詳。又後白河天皇は應保元年に今故
坐と特勅湯一坐(ア)。

元治元年 慶新家正討時、仁義里十三年二月八日、御時史、上此前此本城ノ領主食三寅
赤ニ色をうちて、兩氏の旗合二年、神前に於て國姓一也。白鷄の方賜少將、公使一ト博氏を助へ、是より開鷄印社と號すといふ。

七 武花坊譚慶出生一事

義經記云、義經の徳向二事元たる人萬千の功の如あり。佐々と尋ねるに、天兒屋根命の苗裔、中國白道隆の後胤也。道隆公（忠信公）の三郎源輔公（の秉販）の三郎兼宗公（至三傳祐）の一男也。雄略別号代之元原年盛衰記錄の卷に於て、中將害翁の末とあり。實方は貞信公四男小一季也。大隆師平公の子、延祐定時の子とあり。道隆の後胤にあらず。大季同上。小季師平公三男雄略別号長快其子博快次子博均（実平也）母子と申す。之を革易。雄略別号當屬也。また辨尊

又は甚悪の事あり。か嫡子西邊、元秋坊禪慶と申ける。殺出来由未を尋ねるに、二佐大納言
蓋甚惡の事と。か嫡子西邊、元秋坊禪慶と申ける。殺出来由未を尋ねるに、二佐大納言
と申人は公算甚惡と申す。持続ひたすれ長親に先立皆失給。年たて詫かたあきて一人の姫君を設け給ふ。
天下第一の美人にあれば一ヶ日が、豈か上人稀かと詫かて詫ひかれて、長親に用ひ給はず。大慶院長命と申
されかへり。さよ一申され共命年はい。き事あり。東の方へかなは。一の年の前の比と御朱
せうれり。徳耳すと申すが如きがたる宿禰にか。玉音の先神に奉り詫ひて禪慶往玉ひけた。尼已
の方す。徳に風吹来りて縛身にあたると思ひ詫ひれば、抱くはへいたまふ。來給ひたる。大納言
もかぶか無理を信一考らせ給ひけるほどに今後の助けさせ給へ。明年の春の比を詫ひとけて、王子
の御前を宿禰をほとき候へと詫られれば、程をぐ平瘡一絃ひぬ。其次の年の春、宿禰とは
たかせ猪ほん馬と申す。院長大納言取手にて、人同るつり奉りて、三の山禰處詰を事故あくと申
候る。本宮寺深殿に佛道院あり。可也云三の山の番事請を奉故あくと申給ふとあらば、此處に
別當入室一たゞナ。盆下夜更て内陣にてそめまち、何事かんと姫君禪慶すむべに、別當
のうり詫ひあると申する。御富かすがなるとモ一少の影す。此御云さ見奉り詫ひて、ナ。少のま
行人にてお向けるが、未だ未だゆうだるに、急下向て大眾を呼びて、いかなる人々とはこれ筑
ば是は三位大納言の姫君、大慶院の比の者と申ける。別當えは泊未詰にニモ有無未也
付給はすと聞く。さきの大衆のあはれ無盡に何事も出来よがど人の心が見んといひ。は今
ぞか、出来てあ一キみあからん所に同着敵て些人を取て呑みが、別當が元子にせんと申の詫ひけ

る。大衆是を聞て、さは仲情の仇、王法の敵とやがて詫便あらんと申せ小は、腰痛の意所にて、乞あふ。
かの事と企つてあらひ、大納言院長が院の侍前へ考り訴訟申候は、大納言を大将とて、誠因の長ニモ
向使んすらめ。奉は思ひ詫けたる事かん。新宮禪慶の敵に足を踏せば、こそと之の詫ひけ。ナキ
ひが事と申は、大衆のあがきを詫問し、めがみあたるも、勤ひまねは參候はやりき。況や是は詫問詫
給ふ事無く、案候し申せめり。然くと甲冑をよろひ先まに馳り下り、道筋を待候。又踏す大
勢時を下りて、出掛たり。身をあはげ、け侍長若所ける。衆候轍を覗りて、歸り別當に奉り、詫ひと申すの行
ありけねば、差し申方の有りかとて、政所に置き奉り、福井に明暮引継りて、おはーする。却あうて
会する事かよと用ひきへしくしたりける。され共、私に計らひて作られ、ま急脚へはせす。此由を申在
ば右大臣故に、急り詫ひて、訴へ申せたりければ、やがて院宣を下て、和泉、河内、伊豫、伊勢の四人共を
備て、院長大納言あの大納言と申す。子余勝にて無盡別當を追出へて、則別當にあせとて、無盡に押寄せ詫ひ
て攻めへば、衆縛身を擒て、詫へて、赤お叶赤と、や思ひけん。御部の主子に、可也詫ひて、答候は田西より、
記事者裏手を並び騎を催一郎部の正子に、張て、一箭射んと、待かせたりとあり。唐揚は住地を在す田
口にて討すと待候。ある。田口より本宮との間は、御所後所と申すが如きと申候す。又、義経、重功
障を破て、京へ早馬を立て申されねば、合戰一揆とする子細也。其故は、公卿詫過有て、半寧相傳成の侍娘
美人にておはーま。かは、肉へ召されしを詫ひけると、今此事によつて、無盡滅せらる事本朝の大事
なり。右大臣には此姫君を内ぢうな「奉り候は」、何の侍情りか有へき。又三位大納言の禪慶、無盡の別當が
若くからぐき、年たれたら計にこそあれ。天兒御、禪慶、中納門、西邊の侍子等。許一と詫

事體りてお神の至るに早國をたて此由を申されければ、右大臣公鷦諠源の上は申に及ばずとお詫び徧り矣。

○年嘉祐元年にかく三年正月廿日主上(宣慈院)御元服の儀に、妙善院殿(師長公)其比は未だ大臣た大内にぞ赤へけるが大將を許し、甲子せ給ふことあり。之の大臣院の御子、太政大臣師長公は官を止めて東方(源平盛衰記に在)、延喜ノ治通三年三月文字勸進帳の傳にて、
佛前には妙善院太政大臣師長公の御名也。郎添めやたくあはります焉。

二佐大納言ハ我獨て憤りて憤りて嘆ひて、お運奉りて上流有れば、無理も鄙び辞をいとひ共勤山すれば兵兵我守がする事は宣旨と下階すべこそとトたてて彌代と世とせす。松浦君は別當に附ひて年内と經る程に別當は六十姫君にあれど子を教けんする、と云々。

○別當御在記に、傳説文治三年補任洛山士三年とありて、建久九年戊午五月入滅六九とい。さらば六十一は建久元年に高麗王室、國亡之食元年より六年経たり。此氣紀記と信と取るに足らずと、紀伊川記に「これは宣切」。此義記見るに詔書に年曆の御文は記してあれ共不詳あるところは、作有年月をも洞へず、妄に造りて、別當は六十丁て鬼若を教けたりといはる。蓋脱記あり。

男子からば佛法の種を残せて無趣を以譲つべとて、斯て月日待ほたに限ある。生れすて、十八月にぞ生れける。別當此子のほく生る事不思議に思はれければ、魔術に人を生む、いか某なる者と向化すれば、生れ候たり。不思議は、五年の三歳く計りて、蓋は宿の際す程にありて、真當むが當は殊に大きに生じて、生れける。別當に此由を申一ヶ所、とは思却ざん矣。一やつをあひては佛法の体と成る。

するを。水の落ヒテ井戸空一。深山に倒リ、草木の根がけり。母是を聞。其後御心病に大體難治に暗死。是時そねはする事無共、親成子とが辛ひせり。つらぬ事など承るにいが、失意と秋きへをもはりける。此山の井の三倍とひける人の地のあは別當の妹あつが、別當に推き人の徳不審と同給(原)人の生すと申は九月十日にて、こきはめて僵へ。すなは六月に薨れて、假へて助け置てお祀のあだを成へば、まづ御靈車をすと、の詔ひする。伯母前院弘ひて、脇の内にて々くへて生れたる者親の為あへからんにはねば、され唐土の黄衣が子腹の内にて八年のよはひきはり、白髪生ひて生れる年ニる八才。丈六尺へも重くて世人目を惹りけり。其半ハ橘大葉灌木也。あゝ人神といひれ珍きは向うに詔あり。まへ眞一とす能は男にて、二佐殿へ奉つて、裏くは法師行引て經の一巻を渡せば、相寄の身とありて、かへつて親をお尋ね。とおくと申され、京はさらばとて、伯母にさへせむ。着行にて、産湯をあひせて、鬼若と名を付て、正月温け祭を京へ昇て、す。乳母を付て、もとが一ヶつだけの程だ。鬼若立方にては世人十二三ほどに見えり。大才の年、疤痕と、ゆゑのをいといと、毛里、髪はまだ健氣なは、肩下へ生すが、瘦の筋肉も弱て叶ふま。体弱にあらで比叡の山の字頭西邊禍本の信の許に申されば、三佐殿の為に母は義すとて、候。その物と奉り候。みめかちは考らすに付て、恵入傳へ其はナシ。一ヶ月の巻を渡せてたゞく。もの不思ひのせんハ直せぬので、いか様に傳持ちに仕せんとて上せり。禍本にて是問する程だ。年月日の眞跡に沿ひて人にすべてはがく。字文世にこえて署用あり。おば多羅も形はへかたわろかた、お文と大功すとて彌一を第一絃ひける。かくて、字文に心をだす人あはすがつべき。力もつよく骨もたぐたぐく成保す。而の傳子は陸はお兄清勝焉と譲らひて、今行ぬ徳事の後の奥をへてあひ行、腕押詔引相携ひて、おみけ。衆を戒めと聞て、わが

事経て、如御の王が下向馬を走て此由を申されれば、右大臣公卿詫議の上は申に及ばずとお察で仰
りお終ひ。

○平素御邊に在りて三年正月廿日主上(裏院)御元服の儀に御喜院御三郎長公(其此は未だ五歳)大
内に之奉り。御喜院御三郎長公の御誕生は、御元服の儀にて御名を定められ、御名は御喜院御三郎長公也。

這事一出，便令他大為震驚。他想起自己在軍中所受的訓練，想起自己對軍隊的忠誠，想起自己對國家的責任，便知道這是一件極端嚴重的事情。

ば其が得かず。率は直に賀宣長の居候、こそと一矢して、彌代と世とせちけり。故而東は品等に賜ひて年例の賜。經に引考すが如き處に氣で手を緩めず。是れノ所

男の子には母乳の種を窓まで運びとて譲つゝ一とて、断てて口に含むは限らず生れすて、十八月にそ生れける。乳湯の子のほく生む一事不思議に思はれれば、母は産術に入らぬて、いか様なる布を向化せれば、生れぬたう不思議は、畢竟の三才く計りにて、母は肩の紫子^{シタコ}猿にあひて、真齒むか齿は耳に大きに集ひて、生れける。別當に此由を申されば、ナキは鬼神^{ニヤン}草、一やつをあひては佛像の体と成る。

するも、水の磨石をつける。磨石には、お供奉の旅ひける。母星を仰に見れば、義理難かば、大體在て、事は甚だ。さる事より、親成子と申す事より、世につくらぬ事より、と渠の匂いが失先と次き入をあはげる。此山の井の三估といひける人の地の方は、別當の跡か、「が」別當に推き人の緒不審と同ひ給。余人の生と申は九月十日にて、こをきはめて停へ。すむに此より十八月に暮れて保へば、助け置ても親のあだせ成へば、たまむけ置事のまゝ、と詰ひ合ひする。伯母福圓がひて、脇の内にて々々へと生れたるが、親のあーからんではぬ、され唐土の夷が子腹の内にて半年のあはひを過り、白髮まで生れる年二十九才。丈ひキヘ色黒くして世人には驚りけり。され共ハ情大意疊。獨一へか、あら人神どじまれ於くに自からに驚悚りし。渠へ昇へて、う能は男にて、三估歎へ奉らべ。渠は嘗て病氣にて經の一巻を讀せたらば、相處の身とあらべかゝと親をも尋ねとおくと、申され候は、渠らばとて伯母にとくせせる。慈行で慈陽をおびせて、鬼若と名を付て四十日過けぬば渠へ昇へて、首亂母を付てモア一が、つぎの程、鬼若立オドては世の人十三ほどに見えけり。六才の年、胞瘡とあらめとて、毛黒く髪は生たらば、肩下へ生れ、がくと、發の風氣も男にあて叶ふま、法師にあらと比處の山の寺頭西塔掲本の傍らの許に申やれば、三估歎の高は、養子にて候。其の書に奉り候、みめかたちは參らす間に付て馳入停へ共仰はナガ一へか。文の一巻を讀せてたゞひへ。心の不寧に不思ひ直せ候ひて、いか様行を傳説らひに佐せんとて上せり。掲本にて、問する程に、年月日の重なりに沿ひて人にすぐれとはせし。文世にこえて、署用可。されば、署後も形はいかなるわから、考文こそ大切有とて、通へる一統ひける。かくて、考文に心いたずらあはすが、力もつゆへ骨がたくて、成候。少、仰の仰て、隨處は、完滿帰來を認ひて、人を行ひ、従事の後、山の奥をへて而ひ行、院押頭引相接あらそ子ける。鬼若坐事當て、わが

身ニモ経る事のため人の手に當る事無だにすが一歩、不定にて手取ひはれども、傍のものと訴訟のたむる事無。かく御へ本うる事無の様に國公甚人の如きを、御事とぞ敵意に被り、されば千尋の言葉の間にて有間、手を下してはよき事有事。之を御仕合ひて、之はせん。されば相人、かはれ長鬼衣は著らず、シテかひのたむる事無。こゝをにすり人を守りけらる、今後改ま直ぐに有事。たまく一寧かね道をあけ、それば其時は異様を、而て後會たる時取て押へ、さりあれ自らには行会參らせ、云々道をあけ、何ん何の遺恨をいけると、問ひければ、然る一時に膝あるひをくする者で、かひふねちに御倒、據倒一石とする程に達ふ事の不詳にて、て有けり。衆後是を詮諭して有正の元、兵、山の本事に立て、大衆三人院の佛所へ参りて申けせば、夫程のひが事の有れば、急急矣」と、院宣有ければ、大眾悅山上へ佛所に、詔諭儀有え。古き日記見給は、六十二年に山上にかほ不思議の名奉けられ、朝家の御神にあつ事有。院宣にて是を詮諭すれば、一日の内に天下ふさうの頃竹五十四竹をと云ふ。今年六十一年に相あう、口捨置とて仰ける。衆後嘵り申けりは、鬼衣人に三子の累縁と恩詔からやかに、是を遺恨あれ。さば山王の佛與と振り事らんと申ければ、神には佛科を參らせ給ひければ、是種此上はとて勢ありける。此事鬼若に聞すがとて、附一置たゞといかなうがめどもかねせん。是は憂恨ありとて、いどくかんに拂辟ける。傍のものとあつかひて、あはれと見よ、あくはあーと見よと目と眞せ給はうけろ。

八 緋慶山門を出る事。

鬼若侍のいくみ給へる事と、賴義の御の御法だに加藤正國、鬼若の三山に有て詮拵り、因鬼若さんの方へ、かんと思ひて出でるが、かくいはゆ國にても山の鬼若とぞ、はれくす見。学文ニ不器用し、法師正國をこそためと思ひて、放ちり放と放てて、美作の源御跡と、源御跡にまつて御の水にて手づからぬを残び所、おとぎりに下りける。彼水に影をうつて見ければ、源御跡にて御の水にてはかくか木とて、或名をは何かいはま、と想ひけるが、昔此山に悪を好ひる者有。西邊の武田氏と申けり。せにて悪をもとて、六丈にぞ犯けらるが端を含む事と往生と申せたと云。然る其名を付て呼べたら、功である事もあら、西邊の武田氏と申せ。御慶と號のりける。昨日までは鬼若今日はハアが武田氏御慶と申せ。山を出て田原の別所と申せ、山古跡の住處一たう所に、誰御のとはあれば共、御自はたづと申せ。延々とけろ。と、共鬼若一時たゞくわく心象をせば、人てあらずすと、同裏の人がいねば、是を御想すが、かれを諸國修めにて、又出で傳の國酒瓶に下り、緋慶等をあがめ、其處の物を云々御で申せ。山上を出て田原の別所と申せ、山古跡の住處一たう所に、誰御のとはあれば共、御自はたづと申せ。ある就經記云、緋慶ハ純朴信人畠入道寂昌かす也。仁平元年四月廿日生。真佛丸と号す。其比は緋山西邊に福本禪長不道寂昌か許に有。寂昌真佛丸を祖キ是史人道がて上て、佛事会

四

身に毛猿ありの人の所に字文する所をだすか一せき、不定にあす事いはれないと、傳記のとて訴が
の在る事か。か訴へ来る者を、敵の様に見ひ其の方へまうぐて、都事戸を散々におびつかれ共、あ
くつちあがむ鎧ひまわら等。其故は云は無事別當事、義父は山井敏元もは二度大納言、源氏は三
千歳の尊親の兒にて有間、おさめナーナーではよき事あるま。と、お仕せてそくみはせゆる。されば相人なが
すれ共鬼若は替らず、くさがひの在る事か。ニ、御と云ひて、人をありけりが、今跡改めも古くに西行す。
にま、一章から道をおけむ。一れば、其時は鬼使をもてて後會たる時取て押へ、すあれ治一比
は行会參らせて、道をもたらす。何の遺恨にてなれどと問ひねば、恐る一寸に膝からひあぐする
焉で、かひをぬかし、とみて押倒、捺倒、一氣とする程に達ふる不詳にござり有ける。鬼使を詛謔
して、僧正の兎有兵、山の大事にて有りて、大衆三百人院の稀前へ参りて申けねば、夫程のひかるの名を
ば急治矣」と、院宣有りて、大衆悦山上へ佛所に召喚詔諭有り。古き日記見給へば、六土年に山上にから
不思議の名出奉ければ、羽衣の術師にあつ事有。院宣にて是を鎔めつ五は、一日の内に天下ふさうの賴
所立四ヶ所也と云ふ。令年六十一年に相寄り、只捨置けどて仰ける。鬼使懶り申ければ、鬼
若之に三手の鬼符と鬼印からせんと遣恨あれば、さば山王の精輿と振り奉らんと申ければ、神に
は御辭を考らば説ひければ、鬼使此はとて教まりける。此輩鬼若に聞すとて、隣一置たり一だい
かなるをめぐるか知せむ。是は豈恨ありとて、じごくさんにて拂舞ける。傍りてあつひて、あ、は有
と見よ、あくは亦一と見よとて目も眞せ給はむ。

八
華慶山門

見事の山にみゆくを聞て、頼みたる師の寺場だに加筆に思はれん。山に有る龍な一、目子
也。さうじ方へらんと思ひ立て出でるが、かくては何處にて山門の鬼者とぞ、はれんからん。字文三不^レ
し。法師に成てこそ始めと思ひて、般若波羅蜜を以て、善作の活動等といひ、陽教に參入して、體の水にて
手づからぬを以て、所もおこりに下りする。彼水に影をうつて見せれば、頭は丸く足えり、手はく
てはかかずとて、姓名をは何とかいはまと圓むけるが、昔此山に鬼を好ひ有り、西塔の武藏坊と云
申すが、其にて悪をそめて、六十二にて死けるが、端座をして往生を遂げたとき、我と其名を付て
呼んだらず功にある事もあらず、西塔の武藏坊と云ふ。実名は父の時庵は禪正と名ひ、其佛事は觀慶
されば、禪政と禪慶と觀慶と觀慶と觀慶と觀慶と名めりける。跡のまでは鬼者今自はいつか武藏坊觀慶と
申すが、山上を出て田家の別所と申すが、山邊の住處一た所、誰問つとはあけれ共、恐らくはつとせにてぞ
居たるが、これ共児を一時、止むるあわく心意想あれば、人もあらず、きて向來の人もあけねば、是を
翁程でかくあらがれ當て諸國修められて、又出て傳の國の屁に下り、経は傳をあがめて、兵庫の鷹を云術を
生に出て、土條の細入と云みけり。かくて正月も末に成せ共は、又阿波の國へと帰らる。

四
六

に皆無事。出家してはせんと極端な冥想。貴傳の參籠候。法師に向ひて詰はり云。禪長既死矣。佛也九歳にて有けると相見つゝ帰り絵ひず。眞傳が巖山にあらず修道の暇には少く軍制衣法を好みて、常に不叶鬼は師を心の傍に尋ねければ鬼者丸と云ふ。鬼者院に成長して、學問上達双ひを手のみならず、兵道鉄砲、力道天世に盡たり、其比高達七丈五尺、氣力雄勁附の武術場といふ。嘗て有けると、押で假房に入り、自から頭を刎て、瓦砾場禪室と名余りあり。

紀傳續風記田畠の部

新作新川三宗以上と書く
新鹿松或曰龍仁古松は枯れたり其後実生を植て三階松たり所居處内にあり又或舊記に正手中
陽川滅亡の後大和大納言秀長郎の臣移若城後守芳春泊城に居る同十八年泊城を八王子
岩に移して此に居る此時普請入用ありて日高郡小松寺九品寺と號取り城の廣間とす清水の
西にある手慶松を伐取り台所の柱梁とす立抱事一とあり其後庚戌年大半長若山へ成
家陸奥守た周内佐田四に来りて之を居城とす其後徳川賴宣即ち若山へ入府臣守後並次因に居城
1 手慶松と高砂植継たる年唐田四より代上記にあり
手慶池并慶應湯の井戸と云ひ傳ふ片所の亭子にありて清水ありといふ安政家立城のころ要害池
を堀まで埋めたり「仁明後維新西田小吉様建築の為堀を埋めて手慶井と名付けて今小
学校内に保存す
松は依然にあり池は序町にあり主人傳ひ云々御慶此前に之を植る故に手慶松手慶池の名ありといふ又
鶴岡權現本院の家元に手慶庭島と稱一としる鏑子あり今園東寺に廻強に詣する者御慶旧跡
と稱て之を貰ふ其後は源氏下に御て鏑を鏑くと例とす號けて御慶の力鏑といふ此等の事は
諸説定か無ず少しだ相傳へて古く奇一承るといへり
園東寺は延喜端の異姓の人々を祀り真羽仁翁では一度延喜へ奉詣せぬ者は田舎に恨むといふと

四
七

に害めぬ故、出家を遂とせんと有飛良鬼候。貴傳へ參らせ候、法師に引て給はるゝと云。瓣長點頭。既
佛在九歳にて有才方と相見つゝ、歸り絵ひけり。真佛丸寂山にあつて修学の暇には、口の軍械、兵法を
好みて、心に不叶児は帰き、心の供に筆訪ねねば、鬼若丸とぞ呼ける。鬼若既に成長して、學問上達以
て、才氣のみならず、兵道鍛錬し、力量又世に超たり。其比西邊北流宇氣野附の武神社といふ處、居
す。是れ御殿へ入り、自から頭を剃て、瓦利坊禪叟と名乗る。

か、云は、使ひある御人、法華院に後鳥羽院御建瑞就(延喜元年十月十三日)の傳をひきて、待季記に、武尾土作王子社、此地急澗にて、川石に觸て激流す。尚社其傍にあり、因りて武尾といふ。境内の上を金山と名す。半腹に岩穴あり、深く三間模二間許傳へて、古與ねの考衡畫と確りて壁裡に參詣す。其窟月なり、此地に至り、窟の乳あり、人遂可也以て、或岩窟之内に入りて、三郎(和水三郎)を魅し其時主羅一で、安穏を得たり。因て七重伽藍を造営し、諸種供に真具守せ其堂中に御めとし。其堂を考衡堂と号す。天の糸れに設壇、一日記も絶失。エリは在る。云々。御室に小太刀長丸す矢根鈴の三品あり。考衡の奉紙する事と、(私)が、王家の社前、谷を隔て、壹路あり。七重伽藍の路と、三三間重の路とも、考衡達三世一は此地あるべし。今田地とあるとあり。可也。此地明治二年、岩水に流布して、川原と考む。又丘林村裡中に、總あ王子社と云ふ。佛寺前にも保とある是也。社前はあり。考衡院といひ。又佛殿といふ。古事記の秀樹丈跡、既昔の時、金山の穴にして出産し、其子をえこす置きて、考衡院す。此所にて、橘手折、院に祝つて、我子善く生育せば、考衡院。又考衡院とて、下向の時見るに、其様く生長し、幼少也。慈父かりより、某所を考衡院と云ひ。考衡院と云ひ。考衡院と云ひ。考衡院といふ。古樹は崩れて、かづかに、高承の比國君(能川照宣卿)の節に植て、又山楊(ヤマガヤ)とあり。斯くのめき由緒とあり。其の裏に、金剛院を有す。又考衡院と云ひ。大和・丹波・近江の三州を有す。此處に古跡を尋ね、高承が當力舎と称して、舎を賜き神に傍へて、お歸り。云々。

和二の内之作より直ト名前とあひ、又内大臣と仰ト云は、安永元年にて師長三十歳なり。其年鑑に
仁義詔を有す。翌年摺版集を自著し、序文に「我の比は僅ト十歳弱り、此子の事相謀考一寸未だ
義理犯焉する外僕を取て足らず」と云ふべし。

可也云。師長は保延三年戊午誕生とあれば、安元元年ハ三十八歳なり。は年詔までいかで萬葉せすして有ベキも、又内大臣より而大臣を経ずして直に大院とあらむ。其仕様をきわ大院を以ては義理能作事の趣向にて、事實をこまへたり。たゞあるべし。確すに師長某大院の妻と配偶の御家せば、源長主佐名へ配流ひがの事からん。人の事蹟を後年に記するには、其人の官職を標めたる爲従の時の名と以てすむは大方の例なり(たとへば武田氏・佐倉氏・冠錦足・豊太閤、または壬生・佐々木・源兼門など)。是所謂日本書紀而或の傳巻の如し。師長の仕籍あきら大臣を記したる事蹟を曖昧にする事無の手心あらん。別高階階が六十にて命運を絶けたるとハも同一事ごろあり。併外尚限りか。

御名鬼名といふ。齋山にて本宮一、武和佐織田と改ひ、兵術を好むを要す。後義経に隨ひ、軍忠を表す。一興の役にて、水野あり。又文明十三年の文書（寛文記下載す）に、辨慶の別名辨正か子（諱古抄に辨正が子とす）。七歳の時、本宮備里にて、本宮の傍の山今備の宿といふあり。又船橋の城を備の宿といひ。義高す。江深大和三國綱領具足して上京の後、齋山（近謙）伯耆日伴而屢順が名す也。あり。此れとも品高名節就及自良氏系圖を考ふるに、井に辨心辨正の名す。或書に辨正一弟譜曲目記松田也爲公職院副官とある。譜曲目は傳説なるべ。然れ共古書傳説の事を詮するもの

は、御のまゝ其道を行ふ。原を正視上皇がいた事と、由良源吉、大の口碑に横行して、
發會の事を行ふ。田邊の地に於て之を嘗てと聞。此處を嘗て、御子山に嘗てしならべ。
可也云。舊傳は近頃の考案なり。その結果をもの故に入りておおきく、山井三化北の局が取引算。
手にて連房へか故に、洛洛かすれにてらう。手あへれど、豫均は元本西深ある者
に付。西利松相良を己がさといはざり。西利松相良を之て既而、所が
うを詠す。此處は陸揚の處間だ矣。のち西利松相良と從、源圓木物をも。是後年
秋川の爲能にて、源圓三十正麻守と主名と同元亨。仰之直前年と六下。是とて又は相富ハ
た年三年差向の出来りとあり。こゑと年対とせば、即ち源圓が四歳の年に齋り、源長十七歳の時に
齋るなり。は併考ふべし。○源圓佐水性服同人、即ち院入道(源長)仁季和賀(鳥羽清豊五
十歳實さん)の時、源圓を難め、多摩國で、中井源圓桂院(桂院)をたれと云々。然
ハ難めたひる。一すべく源圓は、未だ未だ、院入道の由里を承りた。是源圓たる御傳者博加洞
思金云々と考え。此中院の事と表記を寫すやうあり。

御利松相良相良ヒノ小説本は、其母の高柳五郎天元公孫の西利松相良の赤本改定
録したうを編と。其六二作天元公孫の子なり。此稿はさういふが、本編は源圓の、曰程さ山の
井六三と傳多く有る。かくかくは源圓の本編。源圓の本編は、源圓の本編かと云ふが、
十八月丁と冒公孫の本編は、日下根木の本編で、其の後も、源圓の本編かと云ふが、
く殺生を禁む事、是を記載する事多きとぞ。山井が之等の點を御傳者博加洞

1

お一の内大臣より直に太政大臣である。又内大臣に佐竹は、寛永元年にて師長三十八歳あり、其年總理に考語あり。翌年摺覆宣示を具申候は、除手令残の比は僅に十歳あり、此等の事粗詮甚一けむ。義理犯書する外信を取るに足らずとリあへ。

可道云、師長は保延三年戊午誕生とあるが、安元元年ハ三十八歳なり。今年齡までいかで壽寧せま
しておべきや、又内太郎より右大臣を経ずて直に左大臣とあらば、此某作譜をも右大臣をいふほ
哉謹記作者の趣向にて、事實をこまかにしたるべ一。嫂すむに師長某大聖寺の女と配偶の約束
せしは、源長土佐守へ配流の事からん。人の車蹟を後年に記するには、其人の官號を極めたる最
終の時の名を以てするは太古の例なり（たゞ今は武田大良大藏、村鑑是、豊太閤、または壬生二位、京
御薦門院の如一）是所謂日本書紀神武の傳をのべ也。師長の仕残奉き右大臣を記したる事蹟を
曖昧にする作者の手があらん。別當膳摺が六十にて參蘆を教けたどり、もと同一手である事、以外
尙限りあり。

御名鬼神を除く。山にて事事一民相撲競争焉と改む。兵術を修せ。要行す後義経に隨ひ。軍忠也。一典。私財にてノ水道を。又大昭十三年の文書（寛文記に載す）に「越後ノ別高辨正か子（諱古抄）に辨正の字とす」。七歳の時。本宮傳里にて（本宮の傍の山今傳の宿といふあり。又船橋の傍を備の湯といふ）。養育す。其釋大觀主國道の具足して上遠の後。巖山三城。御番日辨和慶順が弟子也。とある。天保の時。高麗使良基（景國之英子也）井上辨心辨正の名をす。或書に辨正一名。源曾紀松田口傳。今傳の事とて。而外。源曾氏は源氏也。然れど古書傳抄の事を該すもの

轉覆をその體に入つた。後世の書類は皆當時の發音、或は傳寫の誤字で何れも如説
な。斯のとく其說正にて、何れを正說と定め、いたけれども、田畠の地古く人の口碑に據てて有る
符名の事だければ、田畠の地に種を撒、奉宣して歲の既まで未だ、續上流一と轍山に登りしなばし。
可通云。古書に述する事無するもの、轉覆をその體に入れたあとは、山井三佐北の方が取られ
ることで連落一が故に、轍山かすの筋に入らざり。山井あらべがど、轍山は元未西深ある者
につき、武都路轉覆を己が子といひがう一あらん。後年あるまことに、足利義満は、く年か
らぬ誕生。此事は轍山の本願による。のち初威高さるや紀に、鎌閣大輔を主文治五年
衣川の総領にて、近所三十七町併て主君と同祀せり。佑之子孫なりとへり。是を以て又れば轉覆人
仁平三年癸酉の出生かとあり。これを事實とせば、則ち丙辰也即ち西成の年に當り、源長十七歳の時に
齋れるなり、年は考へべし。○坂河内源水燈眼同上、柳院入道(源長)仁平祐貞(鳥羽法皇五
十稀賀ならん)の時、經に色を強め、多博聞で、中將船御絆色ニモ、御絆色にあらず在れど云々我
ハ鬼耳をひきが一一つべく思ひて、多博中狀、強氣急の由思はれられた。屋敷廢した邊の後、多博加羽
思合ひとあり、此中狀の比の事とするは當れりからず。

正月が新歓待祝い、まことに元氣滿々の天荒蠶娘の誕生日には、山の赤葉散世井
錦一たるあ柄上と、裏ハ二佐大納言何某卿のすなり。號號^{シヨウシヨウ}子ふりけんは夫婦^{フウジ}に坐を置ひ、白拍子山の
井^{モリ}へと傳^{ツタ}ふ事^{こと}とせんは是^{シテ}子^{コノ}あうげねほ山の井ハ周^{シマ}雲山^{クモヤマ}御宿寺の本堂、祥地^{シヤウチ}未^ミに移^シかせ、娘姓^{メイセイ}一。
十六月^{シキ}丁^{トキ}て四月八日^{シキハ}釋迦誕生の日に生れたるを以て、生佛也と号^{シメ}すに、其道昌隆^{カヨウ}なるのみかほ、ひさす體
く殺生^{サシナシ}を好み草食^{ソウシキ}、普度^{ブド}を務^ムせと奉^{スル}恩^{シメ}合^ハふらむとして、山の井が正御^{マサノミコト}馬鹿國^{マフタノクニ}へ誘ひて出行^{スル}きも。

八

和一と内大臣より直に左政大臣である。又内大臣に仕官するは、安元元年にて師長三十八歳あり、其年鑿建に参詣ある。翌年鑿覆官新と見ゆるが、厚生令残の光は僅に十歳あり、此等の事題缺甚しがれ。

前後承蒙する外信を取扱足らずといふべ
可也云。師長は保延三年戊午誕生とあるが、安元元年ハ三十八歳なり。半年餘までいかで薨第せす
一之者ベキ事、又向太郎も石太郎セ通すにて直に太郎太郎と云ふ。一ノ屋鐵次寺モ太良といひ（は
義鐵次作の跡向にて、事實也）云々が、たゞある事ト。母すむに師長某大御姫の女と配偶の約本
中止。野長土佐守へ配流ひあの中止。人の事蹟也。後年下記するには、某人の官職を始めたる場
従の時の名を以てすらはたもの例なり（仁と今は武田氏、大藏、村越是、豊太閤、主にほ主三姓、京
御薦門をその如く）。星宿導日本書御用事の如きを、主にほ主三姓の御用事、主にほ主三姓の御用事
曖昧にする作の筆心あらん。別書馬場か古事にて、御薦門を殺すといふ事も同上手てあつて、此外
高麗ハ事一。

高銀八集

轉賣せらるゝ事は人所の常なり。惟生の妻、或は風雲閣の姫子、眞は博多の廣倉家を賣る者也。何れも即ち
女也。斯るに其説正らず。何れを正視し察め、以たゞれども、田園の地古く夫人の口碑に據りて有る
御令の事実けむ。田園の地に齋村で、本宮山で七歳の比まで有り、後上総一之巖山に斎りしなり。
可也云。古事記述考の事を讀す上の、轉賣之子の數に入りかのあとは、山井三佐北の子が取り算
みて、西都坊轉賣を已が子といひ、第一あらん。後年ある系図をと見て是亦は「前」か
らの疑事。此章は澤謹の筆致に似たり。のち朝武家高橋氏也。鎌倉大輔君也。文治五年
秋月の結婚にて、法師三十七疊併て主従と同死す。徳之子源平也。今。是を跡て乃君は轉賣人
仁平三年癸酉の出生かとあり。これと非対となり。之等は澤謹の筆致の年だより。而長十七歳の時上

西和坊辨慶物語　小説本二三、監修品の辨慶は天元皇帝の苗裔中國の道隆鄭のあ葉故世
第一たる高祖と、妻ハニ佐大娘莫愁娘のすなり。辨慶は「子アリナハ夫解無」に是を教ひ、白羽の弓
井戸の傳事せしむる事也あがく辨慶の井へ因雲と號す寺の本尊。辨慶來た難かず。惟第一。
十日午て四月八日辨慶誕生の日下算したる也。生辨慶と異なり、其姓周號あるがゆき。辨慶半程
く幼生をぬれ未だ、辨慶を詔書を以て召す。辨慶が詔書を讀むと、辨慶曰く「此天子之命也。」
辨慶が詔書を讀むと、辨慶曰く「此天子之命也。」

和漢三萬葉集解説書
講義山田著
松風齋之父也。著者は、元和元年（1615）の松風齋の傳記によれば、
慶太郎冠二代目直隆公氏族、先祖は佐藤正則也。諱を宣教、號を長學。作歌、而好兵術以為志。
傳一詩是其經性矣。承秀斎謙子。平氏三事。為親王。是嚴刑執刀。後承元年後坐流。解慶聞。新羅
有興廢之志。遂有從者。為是部事。而故國重恩。其智勇人以称之。被稱慶之父。解正。慶音紀。田四
鶴開雅紀。劉陽。

湯あみ日記に、解慶產湯の水とある。火炎にて生やといふ。又御室に生竹といふ。其のわざのすぐ
く歎事と云ふ。世に伝へ、雪の詠うさにもす。或と云ふみの道からて、才高めましひひに
道にまめへく。いそきみをの事。か人のあれることいそきみ。かく記伊の國に生す人の
かく様なうあれありけり。

ある書に云。新井に解慶の庭木の持て。十抱にもありゆる木荀一が。古木とあらず。宝徳とあり。一に、
羽林師どもの住家とす。少々誤つて今は其無根ばかりありけりとあり。また京家より神相が空谷田村
牛界明神に解慶の産湯の庭といふ。持て是二千尋余の大木也。また解慶が云ひて。有木ナキ
人目に有ばずといふ。此牛界明神に解慶の持て木を此者を解神とすとあり。斯外解慶は
牧羊に専らあらず。其は鷹遊焉。其徳も地主の持て木と解する說も。傳へ來りしものなり。

(赤穂事件考査稿)

編 韓後記

解慶は童謡界の人気者で、子供に好かれる人物の一人である。童謡で「解慶
の幸運」といふもの、大方の作り話であつて、事はいふ事で、かしい詠者に解慶の幸
を記す。まだどこまでが事實であり、どれだけ作り話と判定する事はむづか
しい問題といはね。まあ、解慶の如き人氣ものには、その幸運を面白くせん構の小説
的の鉛筆が多く、その邊路といひ、傳説といはれても、中には、後人の偽作は勿れ
もの、多い事と知らねば可也。併し、正史に解慶の幸運を記せしものか、たゞ、その傳説にかかる記事があつたらしくて、解慶
と云ふ實立を否定するが如き妄断に與する事体出来ぬ。先考可道が解慶田
書遺出集説を考證せんとして、解慶を涉揮し、地方の傳説にかんがみ、歴的考察
を遺された所に、解慶幸運の一編がある。これは可道が長い結果出来たものらしいが、
前半の(1)編は正史に解慶の幸運を記せしものか、たゞ、その傳説にかかる記事のある幸
運上位を得たとせぬは本らぬ。本文は小説に長いものであつて、今云々金文急譜

2

和漢三才圖經。北魏國の御子。鵠頭稚也。御用臣也。俗云。我輩迦物語筆記者詳。相傳昔は平令賊の時。武帝
鵠頭以白鵠為保。所以是鵠為平氏則自名鵠頭也。北國。中國。通之於唐宋。時號名。唐書。武帝
塔特盧之父也。多。洪武。我朝。我朝。我朝。我朝。我朝。我朝。我朝。我朝。我朝。我朝。我朝。我朝。我朝。我朝。
學。我朝。我朝。我朝。我朝。我朝。我朝。我朝。我朝。我朝。我朝。我朝。我朝。我朝。我朝。我朝。我朝。我朝。我朝。
慶太徵。冠。王。代。國。白。道。隱。公。氏。族。然。捨。住。倡。禪。正。二。男。也。幼。時。立。雪。禪。稍。長。學。法。寂。山。而。好。兵。術。以。爲。要。
備。於是。戰。建。往。無。所。禪。善。濟。議。七。年。氏。之。事。上。禪。竊。去。以。是。羅。形。執。刀。故。原。元。年。後。革。服。禪。復。開。新。羅。
有。興。廢。之。教。道。先。經。自。於。是。新。蒙。以。而。教。固。軍。忠。其。智。勇。人。以。稱。之。安。禪。震。之。安。禪。正。一。光。統。寺。
鵠。頭。稚。也。

編輯後記

(赤慶事蹟考抄總)

解説は童話界の人気者で、子供に好かれる人物の一人である。童話でよく解説の事蹟といふもの、大方の作り話であらう事はいふまでもない。詠書に解説の事記すら、えどどこまでが事實であり、どれだけが作り話と判定する事はむづかしい問題といはねばあらぬ。解説の如き人氣ものには、えと事蹟を面白くせん為の小説的の起筆が多く、えと遺跡といひ傳説といはれてもいゝ、中には後人の偽作もある。多くは、事蹟をねらぬ本筋の解説に、解説から解説がある。しかし、解説は必ずしも解説を否定するが如き、妄断による事は解説の本筋を失う事である。

解説の如き考證せんとする研究は、涉獵して専門的知識を有するが歴史的考察

田
書

(元慶集稿考抄總)

編
輯
文
集

解慶は童話界の人気者で、子供に好かれり人物の一人である。童話でよく解慶の車蹟といふもの、大方の作り話であらう事はいふまでもない。著書に解慶の車記する、そのどこまでが事實であり、どれだけが作り話と判定する事はむづかしい問題といはねばならぬ。解慶の如き人氣ものでは、又車蹟を面白くせん為、車蹟が多く、又遺跡と云ふ事も多々ある。

宮まるの種に接一す、其序説と本文中紙物に關する數項の証拠を抄出するにとめた。
之に於て先考の解説に関する考説の要点は案外一得らうとの圖。

(龍水記)

昭和十一年九月一日發行 (非賣品)

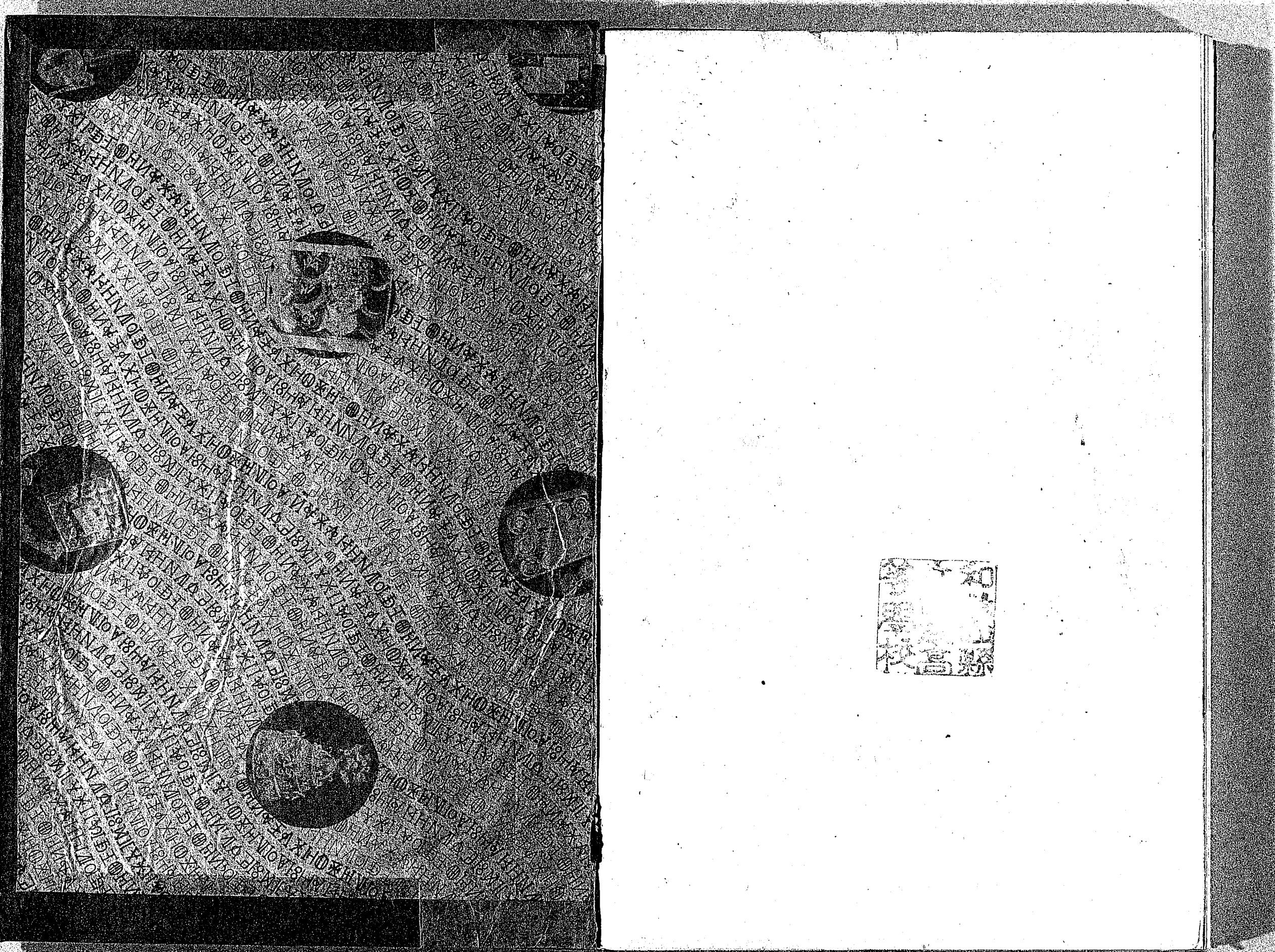
著者外、既存書籍他

鶴解及
卷之名字并總解

(龍水)

達(龍水記上三三)日半陽年大(手写)三三
中丹立水は福地豆云ニモニノ木口ハ古事記
景(手写)

瓊屋隨筆
第十一編 西塔武藏坊解説事蹟考(抄)



8 9 県立串本古座高校所蔵 中根文庫 資料番号 04028 1 2 3 4 5 6 7 8 9 160 1 2 3 4 5 6 7 8 9

8 9 県立串本古座高校所蔵 中根文庫 資料番号 04028 1 2 3 4 5 6 7 8 9 160 1 2 3 4 5 6 7 8 9